



3月号  
Vol.9  
MAR 2002

# 山梨自治風

特集  
構造改革と地方自治体

まち自慢

巻頭随想

市町村リレーまちづくり夢づくり

苦言 提言

珍・聞・感・分??

自治Q&A

# もち自慢

## 東八代郡一宮町

夢・和の創造拠点

### 「いちのみや桃の里 ふれあい文化館」

一宮町では「夢・和の創造いきいきまちづくり21」をキャッチフレーズに様々な事業を展開しているところですが、町民の皆様の芸術文化と生涯学習の場として「いちのみや桃の里 ふれあい文化館」を整備して参りましたが、昨年の十一月三日に新しくオープンしました。

374席の席数を有する 多目的ホールは、演劇・コンサートなど多目的に利用できるオープンステージ形式としてあります。また、併設した図書館は、一〇万冊を目標にしており現在は図書三万五千冊、ビデオ八百本、CD千点、DVD二百点、さらには情報端末も備えた、幼児からお年寄りまでさまざまな人々が利用できる親しみやすい施設とするような配慮がされています。

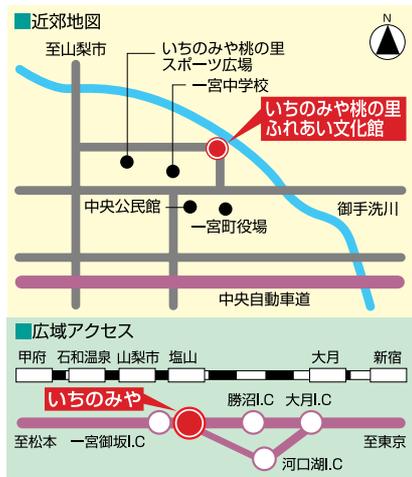


図書館

- ◆開館時間／水、金、土、日 9:30~17:00  
火、木 9:30~19:00
- ◆休館日／月、祝祭日(5/4・5と11/3を除く)、  
月末整理日、年末年始、特別整理期間

そのほかにも絵画・写真・陶芸などの工芸講習も可能な研修室も備えており、生涯教育の拠点となる施設となっております。

この施設は町外の方との交流も目的としており、是非多くの方のご利用をお待ちしています。



〒405-0073 東八代郡一宮町末木921-1  
TEL.0553-47-6066 FAX.0553-47-7117  
<http://www.cosmo.ne.jp/~momo/>  
●開館時間／9:00~22:00 ●休館日／月曜日(祝日の場合は翌日)

文化館

まち自慢	一宮町「ふれあい文化館」	表2
巻頭随想	出る杭を打たない 21世紀夢甲斐塾長 上甲 晃	2
まちづくり	夢づくり「身延町」	4
特集	「構造改革と地方自治体」	
特集1	地方交付税の算定方法等の見直しについて	8
特集2	公務員制度改革大綱について	13
特集3	申請・届出等手続のオンライン化について	19
合併コーナー		
	市町村合併をとともに考えるリレーシンポジウムの開催について	26
苦言提言	行政リストラの時は近いか? NPO法人 えがお・つなげて 代表理事 曾根原 久司	28
珍・聞・感・分??		
山梨での生活	竜王町 小田切ポンペット	29
がんばっています!!		30
自治Q & A		32
市町村イベントごよみ		34
市町村振興協会たより		36
はつらつ!! 市町村職員	平賀 英和さん(韮崎市)・編集後記	表3



### 大月市「岩殿山さくら祭り」

大月市のシンボル岩殿山を「さくら」の名所として市内外に広く紹介しさくら咲く岩殿山公園に集う人々のふれあいと連帯を深め、活力あるふるさとづくりをテーマに4月上旬に開催しています。  
(大月市総務部総務課提供)

1



小菅村  
中村 文明さん  
(多摩川源流研究所所長)

「平成六年七月十八日、塩山市の竜喰谷に初めて入って多摩川源流の魅力にとりつかれ、多摩川の源流は何回訪ねても飽きることがない」と語るのは、昨年四月に小菅村に設立された多摩川源流研究所の中村所長さん。多摩川源流の隅々に七年间で六百回以上も足を運び、四季折々の自然の変化を写真におさめている。また、人の近寄りたがたい滝や淵、尾根や沢等の地名や由来を調査して多摩川源流絵図を発行している。

多摩川の源流域一帯は、東京都の水源涵養林として一〇〇年間大事に管理され、その水源の森は清らかな水を生み出している。「この手つかずの豊かな自然は流域市民の宝でありシンボルである」と言う。この自然を調査研究し、その価値を広く情報発信して流域の人々との交流をすすめることに日夜奮闘している。中村所長さんは、「多摩川の源流域に光を送っている。」

## 時の人

多摩川の源流域に光を...

# 巻頭

# 随想

二十一世紀夢甲斐塾塾長

上甲 晃



## PROFILE

上甲 晃  
(じょうこう あきら)

昭和16年大阪市生まれ。昭和40年松下電器産業株式会社に入社。広報、電子レンジ営業課長を歴任。昭和56年財団法人松下政経塾に出身。理事・塾頭・常務理事・副塾長を歴任。平成8年有限会社志ネットワーク社を設立。平成9年「青年塾」を創設。これまで5期350人の塾生が入塾。平成13年「21世紀夢甲斐塾」塾長に就任。氏の下で本県における地域づくりのキーマンとなるべく20人の塾生が学ぶ。著書「志のみ持参」「志高く生きる」「日々発見、日々感動」「志は愛」ほか多数。

# 出る杭を打たない

「出る杭」は、打たれる」。

日本中、いたるところで耳にする言葉である。どうやら、「出る杭」を打つことは、この狭い島国で、みんなが生き延びていくために、最低限必要な知恵であったようだ。貧しくて、狭い島国で、みんなが存分に個性を発揮し、競い合うように「出る杭」になったら、そこに住む大多数の人たちは、さぞかし暮らしにくく感じるだろうと想像がつく。みんなが横並びになつて、できるだけ突出しないように生きることは、狭い島国特有の精神風土ではなかっただろうか。

まして山梨県は、狭い島国のように、さらに囲いをしたように山々に囲われている、とりわけ閉鎖的な地域である。そのおかげで、お互いに助け合う心、分かち合う心、あるいは協調性、共同体意識がはぐくまれてきたはずである。しかし、その裏返しとして、他の地域以上に、「出る杭」を打つ傾向が強かったことも事実であろう。こんな狭い囲いの中で、人々が、「出る杭」として目立ったり、个性的であったり、突出すると、お互いに暮らしにくくて仕方がなかったはずだ。

山梨県民が、生来、「出る杭」を打つような県民性を備えているのではない。地域的特性が、「出る杭」を打つような風土を作りあげてきたのである。その証拠に、狭い囲いから飛び出した山梨県人のなかには、国内外で存分に活躍している人たちが一杯いるではないか。

しかし、時代は変わった。今や、この狭い囲いの中しか暮らす場がない時代ではなくなった。情報は世界を駆け巡り、その気になりさえすれば、日本国内はもちろんのこと、世界中を飛び回ることも可能な時代になったのである。もはや、「出る杭」を打つ地域的な事情は、なくなつてしまったのである。それどころか、逆に、「出る杭」になることが、グローバル化時代に生き残る必要な条件になつてきたのだ。

「出る杭」を打つような古い県民意識の改革をしたい」、そんな思いから、昨年、『夢甲斐塾』が山梨県によつて設立された。まず、塾生が募集され、定員二十人に対して、倍近い応募があつた。「出る杭」をめざす青年たちが、思いのほか多く集まつたこと



に、県の関係者も驚いたようだ。私は、“出る杭願望者”の志に共鳴・共感して、はからずも塾長を引き受けることになった。私の役割は、山梨県中に、“出る杭”を何本も打ち立てていき、やがて、“出る杭”が当たり前の県民意識を定着させていくところにあると承知している。

『夢甲斐塾』は、スタートして半年が経過した。まず、塾生同士が十分に知り合うことから活動を始めた。また、一人一人の塾生を通じて、山梨県をより深く知るところをめざしている。既に三回、それぞれの塾生が生活し、活動している地域を順番に巡って、学んでいる。

私が出会った塾生諸君は、既に十分に“出る杭”である。みんな、それぞれに志をもち、既成の枠にはまり込むことなく、自らの個性を生かして、大いにがんばっている。お米作りで、日本一の味に輝いた人、葡萄からワインを作ることに挑戦している人、イチゴ作りに挑み始めた人、子供たちに英語を教えている人など、今までなら、変わり者、はみ出し者として、地域からはみ出そうな人たちがばかりである。恐れられるのは、彼らが、いつの間にか地域の中に埋没していくことである。それでは、山梨

県は何も変わらない。

私は、塾生諸君に訴え続けている。「君たちは、地域の改革者である。改革者は、孤独であることを決して恐れてはいけない。改革者は、そんなに簡単に世の中に受け入れられるものではない。簡単に受け入れられるのであれば、誰でもが既にやってしまっているはずである。はぐれ者とそしられることを恐れるな。変わり者と侮られることを案ずるな。自分の信じる道を歩め。そして、日本はもとより、世界中に通じるような本物をめざせ。“出る杭”が受け入れられるのは、日本や世界が認めるような成果である。安易な妥協からは、世界的にも通じるような成果など、生まれるはずがない。“出る杭”どころか、“出っ放しの杭”になりきる勇氣をもて。みんなが打ちたくても、とても背丈が届かないぐらいに、すごい杭になれ。ちよつと出たぐらいで、みんなに受け入れられようとしたら、いつの間にか杭はすっかりと埋没してしまっていることであらう」。

日本は、今、生まれ変わらなければならぬ宿命にある。そして、世の中、「改革」の大合唱である。しかし、改革が遅々として進まないことも事実である。改革を阻むものは何か。それは、外的要因で

あるよりは、ほとんどは内なる意識なのである。自らのなかに巣くう保守的な意識が、改革にとって最大の障害である。

“出る杭”を打たなければみんなが平和に暮らしていけないような閉鎖的な時代は、とつくに終わってしまったのである。時代は変わり、昔の意識が残っているのは、

悲劇だ。これからは、世界に向けて、あるいは日本中に向けて、勢いよく出続けようとする杭をできるだけたくさん育てる時代である。

また、山梨県全体に、競い合うように“出る杭”をめざす風潮が望まれる時代でもある。『夢甲斐塾』がその先走りになることを私は心ひそかに期している。



# ままちづくり 夢づくり

## 身延町

町民の創意と参加によるまちづくり

「ふれあいと安らぎの

まほろば・みのぶ」

をめぐって

身延町は、山梨県南部の峡南地域のほぼ中央に位置し、町域は南北に長く大部分が急峻な山地で占められ、農地や宅地は町の中央部を流れる富士川とその支流沿いのわずかな平地に分布しています。

また、町土の八割以上が森林で占められる緑豊かな山地、そして町の中央部を流れる富士川の清流など、豊かな自然環境にめぐまれた町で、四季折々の表情が楽しめます。

人口は昭和三十年四か町村の合併時をピークに減少傾向が続き、若年層が流出し、出生者数が減少するといった過疎化が進行しています。年齢三区分別人口を見ると、年少人口、生産年齢人口ともに減少傾向にあり、一方で高齢人口は

昭和六十年で年少人口を上回り、平成十二年にはその率が二十九・八%と県平均を大きく上回っています。今後も、この少子・高齢化の傾向は続くことが予想され、これらに対応した施策展開が大きな課題となっています。



身延町のシンボリック的存在身延山久遠寺と境内のしだれ桜(見頃 3月下旬から4月上旬)



季節の草花で彩られ、和風の街並みに統一された身延駅前しょうにん通り

## 活性化の起爆剤 「しょうにん通り」

一二七四年、波木井郷の領主で甲斐源氏の一族波木井氏の招きにより、日蓮聖人が身延山に入山し、身延山久遠寺が開山されました。そして、身延山久遠寺は日蓮宗総本山として七〇〇余年の間法燈が

継承され、年間を通じて多くの参詣客が訪れています。

身延町の町民意識は、「身延町は、美しい自然に恵まれ、日蓮聖人の精神が宿る町として広く知られています」から始まります。本町にとって「身延山」は町民の誇りであるとともに、まちづくりのシンボリック存在であるといえます。

そんなまちづくりのひとつとして、平成の古都「身延駅前しょうにん通り」があげられます。

かつての身延駅前通り商店街は、身延町の表玄関としてJR身延駅を中心に栄えてきた商店街でしたが、モーターゼーションの進展とともに駅の利用客が減少し、加えて車社会への対応策としての道路や駐車場など公共施設の整備が遅れたため、買い物客が減少し、商店街にも廃業する店が出るなど、深刻な状況となりました。

こうした事への危機感を持つ商店主らが中心となり、商店街活性化

化の方策が検討されはじめ、昭和六十一年に今回の基盤事業となつた沿道区画整理型街路事業の導入が関係権利者全員の同意を以って決定されました。そして、身延の豊かな自然環境と歴史を活かし、住む人にとっては愛着と誇りが持てる街、訪れる人にとっては自然と歴史を感じさせ、心の安らぎを与えてくれるまちづくりを目指し「平成の古都づくり」という基本コンセプトが定められました。さらに、身延山久遠寺に訪れる年間一〇〇万人を越える観光客の満足度を増すために、単に商店街を整備するのではなく、商店街自体が観光目的地となるような特徴を持たせることを目標にしました。

こうして、本町の歴史や風土に根ざした和風イメージに統一した家並みづくりがスタートしました。一般的には、既存市街地を、全く新しく造りかえるということは住民の合意形成など相当な時間を要するものですが、身延駅前通り商店街の場合、道路、駐車場などハード面の整備を五年間という比較的短期間のうちに完成することが出来ました。これは、事業の立ち上げの早い段階から、住民相互あるいは行政をはじめとする関係機関との議論を深め、まちづくりの方向性を明確にし、それを徹底し

てきたことによるものです。

平成九年五月、身延駅前通りの新しい町並みが完成しました。日蓮聖人の「聖人」とあきんど「商人」の意味を込めて「しょうにん通り」と名付けられたこの街並みは、電線類の地中化や、屋根を瓦葺きとすること、外壁の色の制限、家紋を掲げるなどのユニークな建築申し合わせ協定を行い統一された和風の家並みづくりが施されました。

その後、身延町商工会の支援によりしょうにん通りに情報提供館「しょうにん庵」が完成しました。館内にはタッチパネル式のパソコン端末が設置され、誰でも観光情報が手軽に引き出すことが出来るようになりました。さらに人力車二台と電動サイクルを購入し、人力車は地元の商店主らが車夫となり土・日曜日等に運行し、電動サイクルは貸し出しを行っています。

また、地元住民の創意工夫により、環境美化活動にも努めています。歩道内に木樽で作ったフラワーポットを設置し、季節の草花が植栽され来訪者の目を惹きつけ、さらに、商店街の全員が参加しての清掃活動や、商店街から出る生ゴミを自分たちで処理しようと生ゴミ処理機を駐車場の一角に設置し運営しています。

このような活動が、町内の他の商店街に与えた影響も大きく、商店街相互の交流機会の増加や、商

店街マップの共同作成など、活性化に向けた取り組みが町全体に波及しています。

## 「ゆばの里」をめざして

身延町の農業は、過疎化による若年層の流出により、担い手の不足や農業従事者の高齢化が進み、生産意欲が減退し農地の荒廃、遊休化を招くようになりました。

これらに歯止めをかけようと、平成十二年から中山間地域総合整備事業が実施され、平成十四年には農業生産活性化施設（仮称：まほろば館）の整備が行われます。



「ゆばの里」の拠点となる農業生産活性化施設(仮称:まほろば館)の完成予想図

なかでも、本町の特産品である「みのぶゆば」は日蓮聖人が身延山に在山中、弟子が師の栄養源として供したと伝えられ、昨今は健康食品として珍重されています。

このゆばの原料となる大豆の生産を町内で行い、農地の荒廃、遊休地化への歯止めの一役を担おうというものです。

そして、この活性化施設は「みのぶゆば」の加工体験及び生産拠点として、また、本町を「ゆば」の原料である大豆の生産から加工、販売といった一連のネットワークを形成する「ゆばの里」として、今までの自己消費型農業から、都市住民との交流型の新しい農業へ展開していく拠点として活用し、また、身延山を訪れる多くの観光客との交流や、農業従事者の農業意欲の向上、また町全体の活性化へもつながる施設として期待されています。

## 男女共同参画のまちづくり

身延町の大野地区に大野山本遠寺というお寺があります。この寺は徳川家康の側室お万の方が寄進したお寺として有名です。

その昔、七面山は、女性の登山は山を汚すので、七面山に祀られている七面大明神のお怒りがあるとされ、女人禁制の山でした。しかし、お万の方は信仰心が厚く、周囲の阻止を振り切って女人禁制の七面山に初めて登頂し、女性登山の道を開きました。

お万の方は、今でもエンパワーメントを発揮した男女共同参画の先駆者であるとも言えます。

身延町では、平成十二年十月に、県内では二番目に、都留市に次いで男女共同参画条例を制定しました。

県内各市町村においても男女共同参画のための行動計画を策定していますが、その計画がなかなか実行されていかない。このようなことを払拭するため、本町では「身延町男女共同参画推進によるまち



国指定重要文化財の大野山本遠寺本堂境内にはお万の方の廟所がある

づくり条例」を制定し、男女共同参画社会を形成していくためのまちづくりを町民みんなで推進していくこととしました。

この条例をもとに立ち上げた推進委員会では、身延町の行動計画「みのぶヒューマンプラン」の具体的推進が図られるよう十分な検討を重ね、来年度から本格的に実行に取り組みむこととしています。

歴史のお万の方という先駆者もいるので、推進にあたってはエンパワーメントを発揮して、焦らず、急がず、時間をかけて、より良い地域づくりにつながっていくよう努力していきます。

このように身延町は、身延山と日蓮聖人というキーワードから、様々なまちづくりが展開されています。「日蓮聖人の精神の宿る町」として、身延町の歴史や先人の業績を学び、新しい観点にたつて「ふれあいと安らぎのまほろば・みのぶ」をめざすまちづくりに積極的に取り組んでいます。

# 山梨の風 自港の風 集特

## 構造改革と地方自治体

現在、国において小泉内閣の構造改革予算案が国会で審議されている。この予算案をはじめ「改革なくして成長なし」の構造改革が様々な側面で具体化しつつある。

今回は、構造改革の中で示された

各分野の中で、地方自治体そしてそこで働く私たちに大きな変化をもたらそうとしているいくつかの改革案に題材を求めた。

これらの改革への的確な対応は勿論だが、改革案について地方の立

場から意見を述べ、より良いものとしていくことも重要である。自身の問題として真剣に考え、我がふるさとを、また、我が国を二十一世紀に輝かしいものとしていかなければならない。

特集1●地方交付税の算定方法等の見直しについて

市町村課 税政担当 鷹野勝己

特集2●公務員制度改革大綱について

市町村課 行政選挙担当 村松 稔

特集3●申請・届出等手続のオンライン化について

情報政策課 富田 均

# 地方交付税の算定方法等の

# 見直しについて

見直しの内容の説明と本県市町村への影響を中心として

市町村課 税政担当

鷹野 勝己

## 1 はじめに

昨年の五月頃、小泉内閣の構造改革の論議が高まる中で、地方財政の課題として、地方交付税の在り方について、多くの意見が出され、六月には「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる骨太の方針）の中で地方交付税の見直しについて触れられ、更に八月には、片山総務大臣が「平成十四年度に向けての政策推進プラン」を明らかに

かして、地方交付税の改革が打ち出されました。

平成十四年一月には、その概略について説明がありましたので、以下、事業費補正及び段階補正の見直しや留保財源率の見直しの考え方について説明していくこととします。

なお、個人的な意見等が含まれていきますので、御承知ください。

## 2

## 事業費補正の見直し

①事業費補正とは

公共事業や地方単独事業に要する事業費のうち市町村の一般財源で賄われる部分については、地方交付税の基準財政需要額に算入されています。一方、国庫補助金や地方債などの特定財源によって賄われる部分については算入されていません。

一般財源の基準財政需要額への算入は、標準団体（市町村の場合には十万人の市を想定）における必要な標準的事業量・一般財源額から計算した単位費用に、測定単

位（道路の延長や人口）を乗じる方法（標準事業費方式）で行われています。しかし、投資経費の場合には、測定単位が全ての基準として十分でない場合があり、むしろ事業量による補正をした方が適当な場合が多く見受けられます。例えば、道路橋りよう費（投資）の測定単位は「道路の延長」ですが、道路建設事業に係る一般財源の額が「道路の延長」に比例しているとは必ずしも言えないわけで、道路延長の短い市町村が多く、事業を行っていることも十分考えら

れます。  
 このため、「当該年度の事業量」や「元利償還金」に着目して、実際の財政需要を反映しようというのが事業費補正です。  
 このうち、「元利償還金」に着目した場合には、事業の当該年度分は地方債により財源が措置されているので、後年度の元利償還金

に要する一般財源の一定部分を算入することとなります。この方法による算入額は、平成十二年度の交付税ベースで基準財政需要額の八・三%を占めるなど大きな要因となっております。  
 ②見直しの方向  
 『特定の事業の地方負担を交付税で措置する仕組みと補助金の

【図1】  
 ■義務教育施設・建物の例

国庫補助金	通常債 75% (事業費補正分70%)	財源 対策債 20%	事業費補正 5%
(公債費方式で100%算入)			

〔見直し後〕

国庫補助金	通常債 75% (事業費補正分70%)	財源 対策債 15%	一般財源 10%
(公債費方式で50%算入)			

■地域総合整備事業・特別分の例

通常債 75% (事業費補正分30~55%)	一般財源25%
---------------------------	---------

〔見直し後〕(一般単独事業／地域活性化事業の例)

通常債 75% (事業費補正分30%)	一般財源25%
------------------------	---------

③見直しの内容  
 地方債の充当率、算入率には、様々なバリエーションがありますので、ここでは、説明の都合上、公共事業のうち義務教育施設整備事業と、地域総合整備事業・一般単独事業を取り上げてあります。(図1を参照)  
 『義務教育施設整備事業の場合には、  
 (a) 当該年度の事業費補正(五%)を廃止し、標準事業費方式(単位費用として)により基準財政需要額に算入される。  
 (b) 地方債の充当率の引下げ(九五%→九〇%)により、その差額(五%)についても、一般財源として、単位費用により算入される。  
 (c) 通常債と財源対策債の区

分により、財源対策債の部分の公債費方式による算入率を元利償還金の一〇〇%から五〇%に引き下げるとともに、この引下げ分を単位費用に振り替えて算入される。  
 という見直しが行われてい

す。  
 なお、一般公共事業等の通常債分については、原則として事業費補正方式による算入が行われないこととされています。

イ 地域総合整備事業の場合には、

- (a) 地域総合整備事業を廃止し、一般単独事業に地域活性化事業等を創設し、事業費補正の対象とする事業を限定する。いわゆる箱ものは対象外とする。
- (b) 事業費補正による算入率を引き下げる。
- (c) この引下げ分については、公共事業の場合と異なり、単位費用に振り替えない。という見直しが行われています。

④事業費補正の縮小による影響

地方財政計画を見ますと、歳出に必要な一般財源は、地方税や地方交付税で賄われることになり、事業費補正の見直しは、一般財源への充当を事業費補正

方式から標準事業費方式に変更することです。市町村間の配分の方法（事業量による配分）の見直しであつて、地方交付税の総額には影響がないこととなります。なお、地方単独事業については、事業費補正方式による算入を標準事業費方式による算入に振り替えない見込みですので、地方交付税の総額に影響が  
 出ます。

また、当該事業年度に係る事業費補正の廃止より、義務教育施設整備事業や一般廃棄物処理

事業については、平成十四年度の交付税から影響が出るとともに、事業費（一般財源）の五％と影響額が大きいことが想定され  
 ます。

さらに、平成十四年度以後の地方債について元利償還金に対する算入率が引き下げられることにより、平成十五年以後、元利償還金に対する一般財源の負担が次第に大きくなりますので、より計画的な事業執行が必要  
 となります。

### 3

## 段階補正（増加係数）の見直し

#### ①段階補正とは

団体の規模によって行政効率  
 が異なる（規模が小さいと費用  
 が割高になる）ことから、標準  
 団体との比較で、人口や農家数  
 などの測定単位の数値に応じて、  
 単位当たりの費用が割安又は割  
 高になる点を補正するものです。

この補正係数は、行政項目の  
 経常経費ごとに、表1のように  
 決算の比較を行い単位費用を基  
 礎に決められています。

また、平成十年度から平成十  
 二年度にかけて、四千人規模の

#### ②見直しの内容

段階での割増係数を上限とする  
 見直しを実施しました。この見  
 直しの状況を同様に平成十三  
 年度の社会福祉費で見ると、表2  
 のようになり、小規模団体の影  
 響が大きいことがわかります。  
 （社会福祉費の場合には、平成  
 十二年度、十三年度の二箇年で  
 段階的に引下げていますので、  
 影響額がそのまま出ていません。）

『段階補正が、合理化や効率  
 化への意欲を弱めることになら  
 ないよう、その見直しを図るべ

【表1】補正係数の計算方法（平成13年度の社会福祉費の例）

人口段階	4,000人	8,000	12,000	100,000	250,000
一般財源計	50,390千円	81,091	110,361	728,222	1,645,617
人口当たり費用	12,598円	10,136	9,197	7,280	6,582
費用/単位費用	1.730	1.392	1.263	1.000	0.904

きである。』（骨太の方針）と  
 いう方向が出されておられ、小規  
 模団体にあつても、職員の兼務  
 や外部委託等により合理的・効  
 率的に行財政運営を行っている

【表2】補正係数に上限を設けたことによる影響（社会福祉費）

人口	補正係数	補正後の人口	算入需要額	補正による増加額	見直しによる影響額
1,000人	3.77	3,770人	27,446千円	20,166千円	千円
改正後	1.73(上限)	1,730	12,594	5,314	△14,852
3,000人	1.96	5,880	42,806	20,966	
改正後	1.73(上限)	5,190	37,783	15,943	△5,023
6,000人	1.50	9,000	65,520	21,840	—

団体もあり、そのような実態を  
 反映した見直しを行うとされま  
 した。  
 この背景には、小規模団体に  
 手厚すぎ、合理化や効率化への  
 意欲を欠く原因となつているの  
 ではという批判や地方分権の推  
 進の立場から職の必置規制等が

緩和されており、職員の兼務がより可能になっていくという状況があると思われず。

具体的には、十二の行政項目について、表1で示した人口段階の「一般財源計」の数値を、これまでは全団体の平均値で算出していたもの（四千人規模で五〇三九〇千円）から決算額の小さい方から上位三分の二の団体の平均値により算出する（四千人規模で例えば四一、〇〇〇千円程度）こととして補正係数を引き下げ、平成十四年度から三年間で引下げを行うとされています。

また、この引下げに伴う減額は、単位費用に振り替えることとされています。

なお、今回の見直しは、十万人未満の市町村に適用される割増係数について行われるものです。

③補正係数の引下げによる影響

段階補正の引下げによる減額分が単位費用に振り替えられることから、マクワの地方交付税の総額には影響がないと考えられますが、各市町村の交付税額には、人口規模等により異なる影響が出てきます。

この影響は、段階補正係数の引下げによる減額分と単位費用

への振替えに伴う増額分の差引により計算されることになりません。

補正係数は各行政項目ごとに決められることや、普通交付税の算定の中で決められることから、数値が明らかになっていないので、現時点ではその影響額の詳細は算定できません。

総務省の説明会では、千人規模で二千四百万円、四千人規模で五千五百万円、八千人規模で五千二百万円、一万二千人及び二万人規模で五千万円、三万人規模で三千万円という数字が試算上の影響額として示されているところであり、平成十四年度からの三年間にわたってこの額の三分の一ずつの額が減額されると説明されています。

なお、今回の見直しによる影響額は、総額で二億円程度で、段階補正による増加額分の一六％程度が減となるといわれていますが、本県の市町村分の段階補正による全行政項目の増加額は十三年度交付税ベースで二二〇億円程度（本県市町村全体の基準財政需要額の一一・三％程度）と考えられ、また、小規模町村が多いという状況を踏まえると、更に大きな影響があると考えられます。

4

留保財源率の見直し

①留保財源とは

基準財政需要額の算定で捕捉しきれない経費に見合う収入のゆとりを残しておく、算入されたもの以外の施策の財源を残し自主的な行政運営の制約をなくす、また、増収の努力が反映するようにするなど理由から、地方交付税の算定上、収入として算入しない部分（税収等の二五％）があり、この部分を「留保財源」と呼んでいます。

②見直し検討の目的

『税収確保努力へのインセンティブ強化のため、留保財源率の見直し検討』（平成十三年八月三十日「平成十四年度に向けての政策推進プラン」）とされ、その引下幅、削減対象費目等については今後検討とされています。

たとえば、ある市が一億円の増収（課税レベル）を図った場合に、その七五％の七千五百万円が基準財政収入額に算入されると地方交付税の交付額はその分減額となり、残りの二五％（留保財源）の部分二千五百万円が増収効果となりますから、増収

【図2】



確保の意欲を高めるために基準財政収入額への算入率を引き下げ（留保財源率を引き上げ）たらどうかという考え方です。

しかし、交付税額の総額は変わらないという前提で考えますと、基準財政収入額の算入率の引下げは、同時に基準財政需要額もその分減額しなければならぬこととなり、財源保障としての機能を縮小することとなります。

### ③ 検討における課題

総務省は、平成十五年度に向けて検討を行うとしており、詳細についてはわかりませんが、私の推測も含めて課題と思われるものを上げておきます。

ア まず、増収確保努力の点からの見直しについては、交付税に算入されている税収が標準的なもので、目的税や法定外税、超過課税分は算入されていませんし、調定済の税収は九八%程度が徴収されたものとして算入されていますので、「増収」となるのは、企業誘致などにより新たな税源を確保した場合が想定されています。

一方、減収の場合を考えると、これまで交付税で補てんされていた部分のうち留保財

源率の引上げ部分が補てんされなくなりそうです。

現在の経済情勢の中では減収の可能性が高いのですが、留保財源部分の減り方を大きくし、交付税による補てん部分を小さくすることになりますので、その影響を考える必要があります。

イ 次に、基準財政需要額の減額についてですが、どの費目から削減するか、どの程度削減するかが検討されています。

現在の基準財政需要額の構成は、義務的な経費や公債費などの部分が大きく、更に各市町村の包括的な行政項目については臨時財政対策債への振替えを行っていますので、削減費目や削減事項についての検討もなかなか難しいと考えられますし、削減対象となつた費目の行政需要を小規模団体の留保財源で賄えるのかも検討する必要があります。

## 5 おわりに

これまでの説明の中で、これらの算定方法の見直しは、市町村ごとの交付税額に影響を及ぼしますが、地方交付税の総額に影響を及ぼさないと断言してききましたが、これらの見直しとは別に、地方財政計画における歳入の見直しや歳出に対する歳入の不足額の確保の方法によつては、地方交付税の総額は減少することになります。

平成十四年度の地方財政計画において、補助事業、地方単独事業とも一〇%程度圧縮されたことから、当然これに伴う一般財源も必要がなくなり、交付税の総額は減少することになります。また、交付税特別会計の借入れから臨時財政対策債による借入れに転換したこと

によつても、地方交付税自体は総額が減少する（臨時財政対策債に振り替えられる。）ことになりました。

今後、国や地方の借入金の増大や地方分権の推進（自主・自立）、税源移譲の推進等を背景に、地方交付税の役割が縮小される可能性が大きいと考えられますので、見直し等の状況を注視する必要があります。

（参考としたもの）  
濱田省司「平成十四年度に向けての政策推進プラン」について  
（地方財政平成十三年十月号）

岡本全勝「最近の地方財政の論点」（地方財務平成十三年十月号）  
平成十四年一月号



# 公務員制度改革大綱について

市町村課 行政選挙担当 村松 稔

## 1 はじめに

政府は、平成十三年十二月二十五日に「公務員制度改革大綱」を決定しました。この大綱は、平成十二年十二月の「行政改革大綱」を基に検討し、一般職の行政職員について、平成十七年度末までに取り組むべき改革の内容をまとめたものです。

本稿では、公務員制度の沿革を踏まえたうえで、大綱の概要について、これまで示されている資料を基に説明します。



## 2 公務員制度の沿革

公務員制度は、国家公務員法が昭和二十二年に制定され、翌二十三年にストライキを禁止する改正が行われたことをもって、基本的な骨格が形成されました。地方公務員制度は、国家公務員制度をほぼ踏襲する形で昭和二十五年に制定されました。両制度を通じての

特色は、競争試験による採用など「成績主義の原則」、法令に定める要件に合致しなければみだりに解雇されない「身分保障の原則」、職務に応じて給与を支給する「職務給の原則」などです。

もう一つ重要なものに、「職階

制」があります。これは、職員の職を一定の基準により分類整理し、職ごとに職務内容と責任を明確にするものです。しかし、給与制度において職階制的な取扱いはあるものの、現在まで実施されていません。

公務員制度については、発足以来、臨時行政調査会などにおいてたびたび検討が行われ、例えば昭和六十年の定年制の導入など、部分的な修正が施されていますが、骨格となる諸原則については維持されたまま、現在に至っています。

### 3 今回の公務員制度改革の流れと位置づけ

今回の公務員制度改革の源は、平成九年の行政改革会議最終報告にあります。この報告は、「肥大化・硬直化し、制度疲労のおびただしい戦後型行政システム」を根本的に改めるうえで、能力や実績等に応じた処遇の徹底など、人事制度改革が必要不可欠であるとしています。

その後、公務員制度調査会の検討などを経て、平成十二年十二月には、行政改革大綱において、信賞必罰の人事制度の実現など公務員制度の抜本的改革の方針が決定されました。

政府・行政改革推進事務局において、この行革大綱に基づき検討が行われ、途中経過として平成十

三年三月に公務員制度改革の「大枠」、六月に「基本設計」が取りまとめられ、新たな公務員制度の骨格と具体化に当たつての検討課題が示されました。

公務員制度改革大綱は、こうした検討を基に、改革のための法制化等の具体的な内容やスケジュールなどを明らかにしています。

また、そのはじめの部分で、「真の国民本位の行政の実現を図ることを基本理念として掲げ、国民の立場から公務員制度を抜本的に改革することにより、行政の在り方自体を改革することを旨とする」としており、公務員制度改革を、行政改革全般に関わる重要なテーマと位置づけています。

### 4 大綱の概要

大綱に示された改革の主な内容は次のとおりです。

- ① 政府全体としての適切な人事・組織マネジメントの実現
- ② 能力等級制度を柱とする新人事制度の導入

- ③ 多様な人材の確保
  - ④ 適正な再就職ルールの確立
  - ⑤ 政府全体としての組織パフォーマンスの向上
- このうち、①は人事・組織マネジメントの枠組みを見直そうとする

るものです。以下では、①について触れたうえで、地方公務員にも影響が大きいと思われる②を中心に説明します。

#### 1 政府全体としての適切な人事・組織マネジメントの実現

国家公務員に関する、現行の人事・組織制度は、人事院の事前・個別詳細なチェックのもとに運営されています。こうした人事院の関与が機動的・弾力的な人事・組織管理の制約になっている面があるとされ、内閣や人事院の機能分担の在り方が問題となりました。

人事・組織管理の責任を明確にする観点から検討が行われた結果、内閣、各府省及び人事院の役割が次のように整理されました。

#### 各主任大臣等

…人事管理権者として主体的に人事・組織マネジメントを行う。

#### 内閣

…人事制度の企画立案と、人事管理権者が行う人事管理の総合調整を行う。

#### 人事院

…内閣や人事管理権者に勧告等の事後チェックを行うとともに、給与等の勤務条件の設定や救済

制度に關与する。

具体的には、例えば、職員採用については、内閣が採用試験の企画立案を行い、人事院が実施する筆記試験を踏まえて、各府省が採用を決定することになります。また、職員の配置や服務管理などについては、人事管理権者が主体的に責任を負うことになり、人事院は問題のある人事管理に関して人事管理権者に対して改善勧告などの事後チェックを行います。

なお、給与水準の決定については、これまでどおり人事院による勧告制度が維持されます。

人事院制度は、前述のように労働基本権のうち、協約締結権に基づく団体交渉権と争議権を制限していることに対する代償措置として設けられたものです。人事院の機能の見直しに伴い、公務員の労働基本権をどうするかについても検討がなされましたが、公務の安定的・継続的な運営の確保や国民生活への影響などを総合的に考え合わせた結果、現行の制約が維持されることになっています。

#### 2 新人事制度の構築

職員の能力や成果が有効に給与や任用に反映できる仕組みとして、能力等級制度を柱とする人事制度が導入されます。能力等級制度を、

後で述べる評価制度と合わせて運用することで、能力本位による適材適所の人事配置や、能力などを適切に反映したインセンティブに富んだ給与処遇の実現を図るとしています。

能力等級制度は、本府省の課長クラスまでの職員に適用され、上級幹部職員については、年俸制など、別の取扱いとなります。

(1) 能力等級制度の導入

新人事制度は、職務を通じて現に発揮される職務遂行能力を核として、任用、給与、評価が有機的に関係し合う形で構築されます。ここでいう「能力」とは、ポテンシャルとしての能力ではなく、現に発揮されている能力であることに注意を要します。

職員一人ひとりについて職務遂行能力に応じた各等級に格付けを行い、この等級を任用や給与などの処遇の基準とします。行政職の等級数は9等級程度とされています。

等級への格付けを行うためには、基準が必要になりますが、この基準を職務遂行能力基準（能力基準）といいます。能力基準を職務や組織の実態を踏まえ整理したものが能力等級表です。（図1）

能力等級表は、本府省から出先

機関までの「組織段階」、能力等級を4ランク程度に大括りした「基本職位」、基本職位ごとの「代表職務」により構成され、等級ごとに能力基準が定められます。

(2) 能力等級を基礎とした新任用制度の確立

新任用制度では、まず能力等級ごとに職務が整理され、更に基本職位により四段階程度に大括りされます。この大括りされた職務群が任用の一つの段階となります。人事管理権者は、基本職位と能力基準を踏まえて、昇任等の人事管理を行います。

任用の態様ごとの考え方は次のとおりです。

○昇格・降格

能力等級表の上位の等級に移ることを昇格、下位の等級に移ることを降格といいます。

昇格は、一定の人員枠の範囲内で、職務遂行能力の発揮度が優れている場合に行われます。

逆に、能力の発揮度が現等級に求められる水準に達しない場合には、あらかじめ定められた基準に基づいて降格されます。

○昇任・降任

上位の基本職位に分類された職務に就くことを昇任といい、原則的には上位の基本職位に属する等

級への昇格と同時に行われます。反対に、下位の基本職位に属する等級に降格される場合には、降任させることとなります。

任用制度としては、このほかに勤務実績が不良な者等を厳正に公務から排除するための免職のルール化や課長等の管理職に初めて登用する場合の審査の在り方などが盛り込まれています。

(3) 能力・職責・業績を反映した新給与制度の確立

給与制度の改革は、過度に年功的な現行の取扱いを改め、職員の能力や業績を適切に給与処遇に反映させるもので、能力向上や業績達成に対するインセンティブの拡

大を企図しています。能力等級制度や評価制度と連繫することにより、職員一人ひとりの能力や貢献度をもとに給与が決定されます。主な給与種目は、次のとおりです。

- ・基本給(能力給)
- ・職責手当(職責給)
- ・業績手当(業績給)

なお、新給与制度の導入に伴い、全ての諸手当が見直されることとなります。

《基本給》(能力給)  
基本給は、能力等級ごとに設定される定額部分と加算部分とで構成されます。

能力等級が上位に行くに従い、求められる職務遂行能力に応じて定額部分は高くなります。（図2）

【図1】 能力等級表のイメージ (組織段階=本省で、9等級とした場合)

基本職位 (本省)	能力等級	職務遂行能力基準
課長・企画官	9級	...
	8級	...
課長補佐	7級	...
	6級	...
係長	5級	...
	4級	...
	3級	...
係員	2級	...
	1級	...

一方、加算部分は、ある意味では現行の定期昇給分に相当するものともいえませんが、一律でない点で全く異なります。つまり、加算額は、年1回実施される業績評価などを基にして、標準的な職員を基準に零（加算しない）から2倍程度までの間で、職員個々に決定されます。

従って、職務遂行能力の向上が認められる場合には、その程度に応じて加算されますが、勤務実績が不良である場合などは、全く加算されない（据え置き）ことも考えられます。

また、等級ごとに加算の上限が設定されるため、上限到達後は、昇格をしない限り基本給は増えないこととなります。（図3）

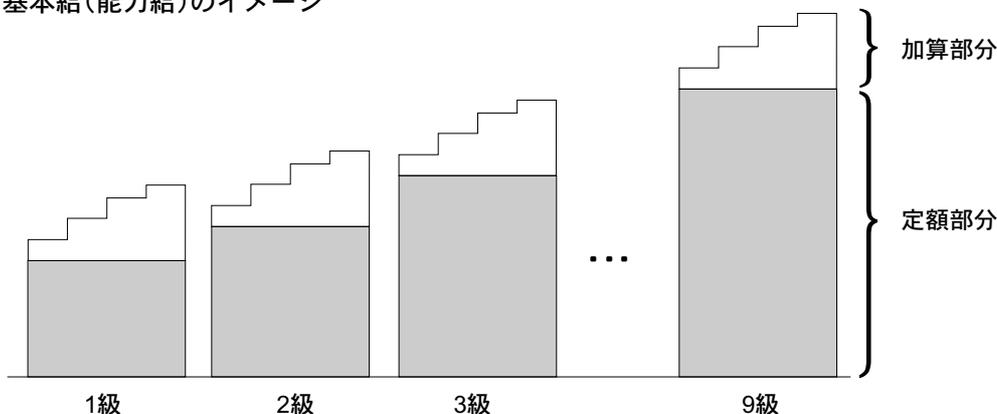
《職責手当》（職責給）

職責手当は、管理職の職員の職責や職務遂行の形態が一般職員と異なっていることに対して処遇するもので、現行制度における管理職手当に相当するものです。支給対象は、各組織段階の課長級以上の職員ですが、その額等は職責の軽重に応じて、各組織段階ごとに設定されます。

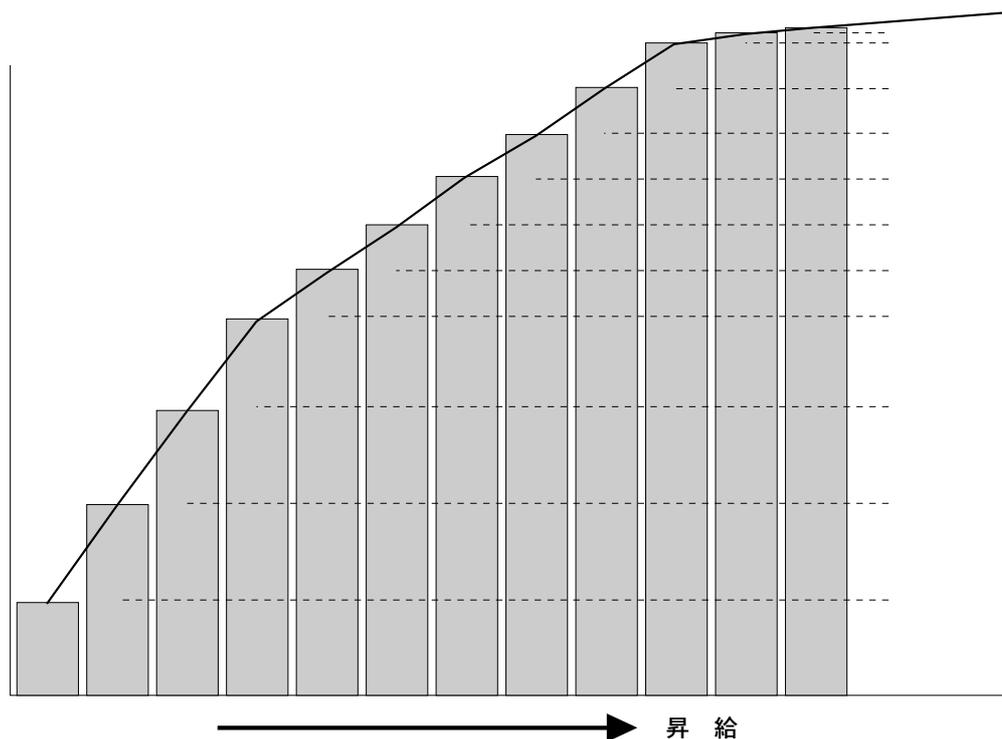
《業績手当》（業績給）

業績手当は民間企業の賞与に相

【図2】  
基本給(能力給)のイメージ



【図3】  
同一級における加算額の変化(イメージ)



当するものです。現在は期末・勤  
 勉手当が三月、六月、十二月の年  
 三回支給されていますが、新制度  
 では民間企業の例に合わせ六月と  
 十二月の二回となります。  
 業績手当には、安定的に支給す  
 る基礎的支給部分と勤務実績に応  
 じて支給する業績反映部分があり

ます。

基礎的支給部分

（基本給＋職責手当＋調整手当＋等級ごとの加算額）×支給月数

業績反映部分

次の等級基準額を基礎として、

勤務実績(業績)を考慮して決定されます。その幅は、標準的な職員を基準に零(支給しない)から二倍程度とされています。

・等級基準額Ⅱ(基本給の定額部分＋調整手当＋等級ごとの加算額)×支給月数

(4) 能力評価と業績評価からなる新評価制度の導入

現行制度では、職員の評価は、執務についての勤務評定という形で実施され、その結果に基づき給与等の処遇が行われています。しかし、勤務評定制度は、能力・実績に基づく人事マネジメントの基礎として活用するためには評価項目や評価方法が必ずしも適切ではないとされました。

能力等級制度を基礎とする任用・給与制度を適切に運用するためには、公正で納得性の高い、新たな評価制度が不可欠だということです。

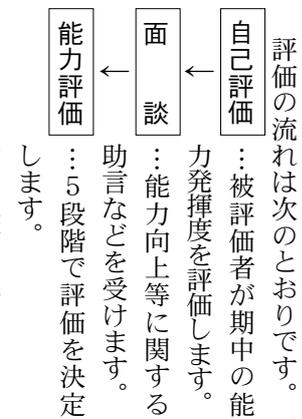
新評価制度は、「能力評価」と「業績評価」からなり、職員の主体的な能力の開発や業務の遂行を促すことに資するものとして導入が図られます。

《能力評価》

能力評価は、職員の能力の発揮度を能力基準に照らして評価することにより、職員の主体的な能力開発等を促すことを目的とし、能力等級への格付けや任用を行う際の参考資料等として活用されるものです。

評価は、実質的な人事管理を行っている上司による一次評価と、一次評価者の上位管理者による二

次評価からなります。二次評価は、一次評価の評価軸の補正などを行い、評価の公正性や客観性を高めようとするものです。(表)



なお、評価結果が良好な職員については、上位の能力等級に昇格した場合の能力発揮の期待度等に関しコメントが付されます。

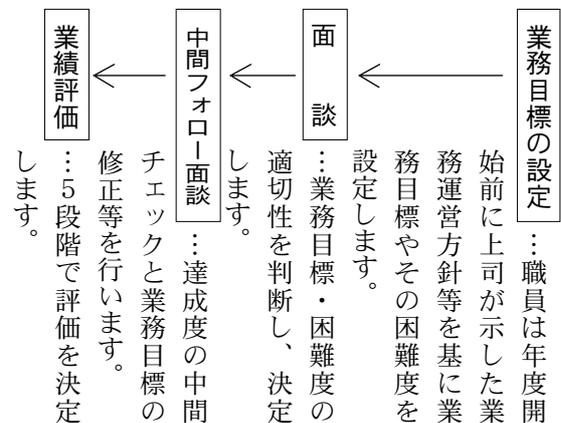
《業績評価》

業績評価は、職員ごとにあらかじめ設定した業務目標の達成度などを評価するもので、目標管理手法の導入により、業務遂行に対する職員の主体的な取組みを促そうとするものです。評価結果は基本給の加算部分、業績手当の業績反映部分を決定するための参考資料として活用されます。

業績評価では、業務目標やその困難度をどうするかが重要になるため、職員は評価者と面談を行い、組織としての業務目標や業務の困難度等についての相談や助言を踏まえて、業務目標等を設定します。

評価決定は能力評価と同様に二

段階で行われます。大まかな流れは、次のとおりです。



なお、評価を決定する際には、業務目標以外の成果や取組み方もも勘案されます。

【表】 本府省の評価者の例

		本 府 省	
被 評 価 者	課 長	課 長	課長補佐、係長
一次評価者	局 長	課 長	長
二次評価者	次 長	局 長	長

(5) 改革に向けた今後の取組と地方公務員制度の改革

今後は、更に細部を詰めることにも、法案化に向けた検討が行われることとなります。大綱は、平成十七年度末までに国家公務員法を始めとする関係法令を整備し、平成十八年度を目途に新たな制度に移行するとしています。

地方公務員制度については、「能力本位で適材適所の任用や能力・職責・業績が反映される給与処遇を実現するとともに、地方分権に対応して政策形成能力の充実等を図るための計画的な人材育成、民間からの人材を始め多様な人材の確保等に取り組むなど、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の実情を勘案しながら、国家公務員制度の改革に準じ、所要の改革を行う」としています。

従って、少なくとも能力等級制度を中心とする新人事制度については、国家公務員制度を基本とする制度改革が図られていくものと思われる。

また、地方公務員法の改正を国家公務員法改正と同時に進め、国と足並みを揃えて改革が進められることになっています。

## 4

## 県内の事例くおわりにかえて

新人事制度のキーワードは「信賞必罰」ですが、これは、評価をしつかり行い、相応の処遇をするということ です。

現行制度でも、勤勉手当の成績率のように勤務成績を反映させる仕組みがありますが、評価の難しさなどから、実際に運用される例は多くありません。

県内では、小淵沢町が平成九年から勤務成績の評価に取り組み、平成十年から評価結果を成績率（支給割合）に反映させています。評価は、勤勉手当の支給期ごとに、職員による自己評価を基に、直属

の上司である課長等が行い、さらに公正を期す観点から役場内に設置した「勤務成績評定委員会」の審査を経て決定されます。評価実施後には、評価方法の検証を行い、改善を図っているとのこと です。

また、評価結果を活用し、職員に対する助言・指導や職場研修を行う環境を整えることにより、職員の資質向上への努力が促されるところに、管理職員についても職員育成に対する意識に向上がみられたということ です。

人事評価については、平成十三年三月の人事院研究報告に一定の

考え方が示されていますが、組織に定着した有効なものとして活用するためには、全ての職員が前向きに取り組むとともに、実践からのフィードバックにより精度を高める努力が不可欠です。この意味でも、小淵沢町の取り組みは意義のあるものといえます。

このほか、人事管理に関する取り組みとしては、都留市の課長昇進自己申告制度や、甲府市及び都留市の希望降任・降格制度などがあります。いずれも職員の意欲を喚起したり、組織の活性化を図ることを目的とするものです。

昨今の経済・雇用情勢は一段と緊迫の度合いを強め、住民の公務に寄せる要請は一層厳しくなっ

ています。また、地方分権の進展と相まって、真の地域の自立が求められる中、地方公共団体における人材の育成・確保の在り方が問われています。公務員制度改革を待つまでもなく、各団体では、現行の枠組みの範囲内で工夫し、具体的に実践していくことが求められます。

一方、職員の側でも、一人ひとりが厳しい情勢を強く認識し、常に効率的な公務運営と自己研鑽に努める必要があります。



# 申請・届出等手続のオンライン化

情報政策課 富田均

## 1 はじめに

文書主義という言葉がある。行政学や経営学において、規則による規律、明確な権限、職専有の排除等と並んで近代官僚制の構成要件の一つにあげられているものがある。文書主義とは、組織内の意思形成や情報流通の媒体に、主として文書が使われることをいう。少なくとも最終的な決定はすべて文書の形で表示され、記録、保存

される。文書は、組織における基礎的かつ重要な情報の形式であり、情報を流通、表示、共有、蓄積させる形式となっているのである。個々のケースに関する意思形成や決定内容が、文書で表示、保存されることにより、同じようなケースに対する対応や決定に関する公平性や合理的な予測可能性が高

まることになる。文書は、組織において重要な要素であり、「事務所（役所）とは文書と職員から成り立つ」とする人もいる。二十世紀初頭には、近代官僚制の重要な構成要素として掲げられた文書主義であるが、二十一世紀を迎えた現在、そこに「修正」が加えられようとしている。

情報媒体としての文書の実体性を捨象し、純粹な情報である電子データで組織内の流通、組織内外のやりとり、つまり申請・届出等手続のオンライン化が推進されている。

それをもたらしているものが、電子政府・電子自治体である。

## 2

### 申請・届出等手続の オンライン化の目的

電子自治体は、行政内部や行政と住民・事業者等との間で書類により、対面で行われてきた各種業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて地方公共団体が一

元的に情報を瞬時に共有・活用する新たな行政を実現するものと考えられている。

また、これにより、誰もが地方公共団体の提供するすべてのサ

ビスを時間的・地理的な制約なく活用することが可能となり、快適で便利な住民生活や産業活動の活性化を実現することになる。即ち、自宅や職場から全ての行政手続の受付を行うことが二十四時間可能となり、住民や事業者等の利便性が飛躍的に向上することになるのである、ITがもたらす効果を日本社会全体で活用するための社会的基盤と位置づけられている。

申請・届出等手続のオンライン化の目的の第一は、住民サービスの向上、つまり、地域住民等が時間や場所の制約を受けず、インターネットを通じてオンラインで申請・届出等を行うことにより、受付窓口に出向く手間等を省くことができるという利便性を確保するということである。

しかし、オンライン化の目的は、それだけにとどまらない。

その第二に、行政事務の効率化ということがある。つまり、各種業務データが統一された規格に基づき、電子データとして行政内に保管され活用されることから、情報の共有及び情報へのアクセスが容易となり、行政効率の向上、政策立案の強化及び情報公開への対応が可能となる。既存業務をそのままオンライン化するのではなく、情報の形式が文書から電子データに変わるといふオンライン化のメリットを最大限に活かすよう業務改革に取り組み、あるいは類似業務・事業を整理し、条例・規則等の既存制度の見直しを行うチャンスである。というよりも、是非実現すべき課題であろう。

### 3 業務プロセスの改革

申請・届出等手続のオンライン化の目的は、住民サービスの向上と、行政事務の効率化である。住民サービスの向上とは、住民の選択肢を増やすことであって、住民にオンラインでの手続を強制するものではない。その意味で、環境

整備が自治体の役割であり、サービスを受けるかどうかは利用者に委ねられている。しかし、行政事務の効率化は自治体が自ら考え、取り組まなければならないことである。次に、業務プロセスの改革について若干考えてみることにし

よう。

手続等の業務プロセスを一般的に考えてみると、(1)インプット、(2)処理プロセス・管理、(3)アウトプットに分けることができる。

#### (1) インプット

インプットは、住民から自治体への働きかけがスタートする場面であり、接点である。すべてはここから始まる。投入される資源ということがよく言われる「人・モノ・カネ」になぞらえてみれば、それぞれ対応するのが、申請・届出者、電子データ、手数料となる。従来の手続においては、電子データの部分が文書であったわけである。

ここで情報の形式として文書と電子データについて考えてみたい。

まず、情報を組織内で流通、表示、共有、蓄積する形式としての文書主義が成立する上で、作用したと思われる要件を次に掲げる。

① 移動の容易さ：ベースである紙は、軽く、持ち運びが簡単である。

② 調達の容易さ：ベースである紙及び記録道具としてのペン・インク等は、比較的安く、簡単に手に入る。

③ 識字能力の普及：文書を作成

したり読解したりする能力が一般的に広まっている。

④ 保存性：文書は物理的には、紙とその表面のインクによって構成されており、劣化はあるものの比較的安定している。保存性に優れている。

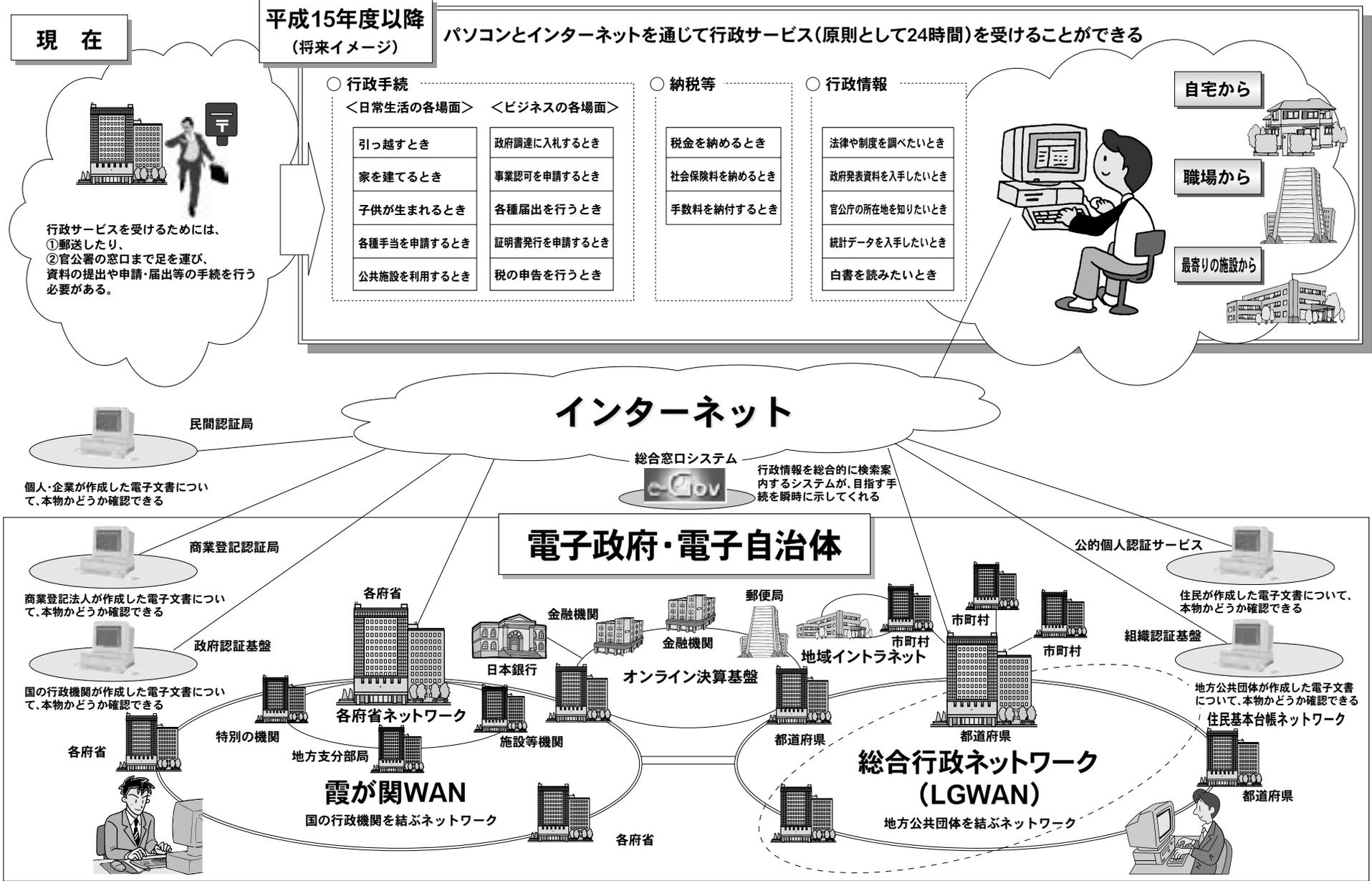
さらに、表面のインク模様(文字)を変えするためには、インクを削り取るか、インクに化学変化を起させ脱色する必要があるが、このことは多くの場合、ベースである紙に変化を起させずにはいないので、このような操作があつたことをも保存することになる。

⑤ 真正性の表示：文書においては、サイン又は捺印することによって真正性を表示してきただころである。

では、電子データ化によって、申請・届出等手続のオンライン化によって、これら要件はどうなるのであろうか。

①～③は社会的な要件といえる。まず①移動の容易さについては、文書を移動させるためにはベースとなつている紙を物理的に移動させればよいが、電子データを流通させるためにはネットワークが必要である。見るためにはパソコン等の端末が必要であり、見るためのソフトウェアも必要である。電

図1 電子政府・電子自治体のイメージ図 —実現する新しい行政サービス—



電子データ自体は、環境さえあれば縦横無尽に低コストで移動させることができるが、この環境整備にはある程度の投資が必要である。

この環境を組織内において実現させるのが、いわゆる「庁内LAN・一人一台パソコン」であるが、申請・届出者とのやりとりでは、電子データ移動の容易さは基本的に調達の容易さに還元される。②調達の容易さについては、パソコンの価格や回線接続料がどれだけ安価となるか、③識字能力の普及については、いわゆるリテラシー（操作能力）やインターフェイス（操作法の簡便化）の問題であるが、いずれにしろ早晚、向上・解決される方向にあるものと見通しをつけることが可能である。

④の保存性については、その容量という面からは、電子データは非常に優れている。ただ、新しい技術で経年による変化・劣化についての実績はないので、経年保存については未知である。しかし、コピーが容易で基本的にはコピーによる劣化がないので、コピーを繰り返すことによって半永久的に保存することが可能である。

保存性について問題となるのは、改竄がされていないかどうかの判定、改竄痕跡が保存されるかどうかである。電子データは、コピー

が容易であるとともに、編集・加工が可能であるということが長所である。しかし、こと改竄の問題については、編集・加工が可能、簡単であることが弱点になる。改竄の有無についての判定が、その電子データだけではできないのである。そのために、現在考えられているのが、電子データと、そのデータを申請・届出者側で特殊な関数で変換したものを二つセットで送り、受け取った電子データを窓口側で同じ方法で関数変換したものと、申請・届出者側から送られてきた関数変換したものとを比較対照して同じものであるかどうかを判定するものである。

⑤の真正性の表示については、サイン・捺印に当たるものとして公的個人認証サービスということが考えられている。これは、個人ごとに公的機関が電子証明書を発行し、個人を認証する必要のある電子データ（電子文書）に、その個人がこれを添付するものである。電子証明書には基本的な個人情報と公開鍵と呼ばれる電子データの暗号をもどすための情報が載せられている。公開鍵と常にペアになるものとして暗号鍵があるが、こちらは電子データを暗号化するために必要な情報である。この公開鍵で暗号をもどすことができるた

めには、それとペアになる暗号鍵で暗号化してある必要がある、暗号鍵はその個人のみが保持していることから、逆にこの公開鍵でもどすことのできる電子データは、その公開鍵を記載した電子証明書で証明された個人が作成したものであることが推定できるという仕組みである。こうした個人を認証するサービスを公的に提供することによって、他者によるなりすましを排除し、申請・届出者の真正性を確保しようとするものである。

さきに、オンライン化により文書主義に「修正」が迫られていると書いた。確かに物理的な媒体としての文書（紙）は不要になる場合があり得る。しかし実は、上に見たように、文書主義で表された内実が否定されているわけではないのである。逆に、電子データ化された場合に、いかにその精神を活かし引き継いでいくか技術的な工夫が図られているのである。

人の部分、申請・届出者は、オンライン化すれば顔を見て本人確認することはできないから、前述



した公的個人認証サービスが電子データの真正性とともに本人の真正性を担うことになる。

カネの部分、手数料は、現在「マルチペイメント」が検討されている。オンラインで申請・届出をする、やはりオンラインでその役所から申請・届出者に納付番号・金額等が通知されてくるので、インターネットバンキング、テレフォンバンキング等で自ら口座を有する金融機関へ、先の納付番号を添えて納付依頼し、口座振替により手数料を納付する仕組みである。納付番号・金額等の通知が自動で行えるか否か、金融機関等の振替の所要時間や、納付確認まで例えば証明書等を交付しないか納付確認しなくても何らかの段階で交付するのかが等で、サービス完結までの時間に差が生じる。業務プロセスを考える上で検討を要する課題

であろう。

また、インプット局面で課題となるのが、ポータルサイト等の窓口の設計である。例えば、支所と本庁の窓口は物理的には別の場所にあるし、対応する職員も異なるが、オンライン上の窓口はどの地区の誰がアクセスするにも同じ「ところ」でよい。自治体ごとである必要さえない。広域的に整備することだって可能であるし、地理的な隣接関係に縛られない全く離れた複数の自治体で運営することもあながち不可能でもない。

窓口以降のプロセスをどのように考えるかは、窓口の設計に大きく影響する。逆に窓口の使い勝手が、それ以降のプロセスに制約を及ぼす場合もあり得る。あくまでも何が住民にとって便宜か、行政事務の効率化に資するかから発想する必要があるであろう。

### (2) 処理プロセス及び管理

次に、処理プロセス・管理であるが、これは申請・届出等に対する直接の処理プロセスと、それらデータを蓄積し、情報として利用・管理する部分から構成される。

コンピュータの得意なことは、速く計算したり、データを処理したりすることである。文書の記載内容をコンピュータ処理するため

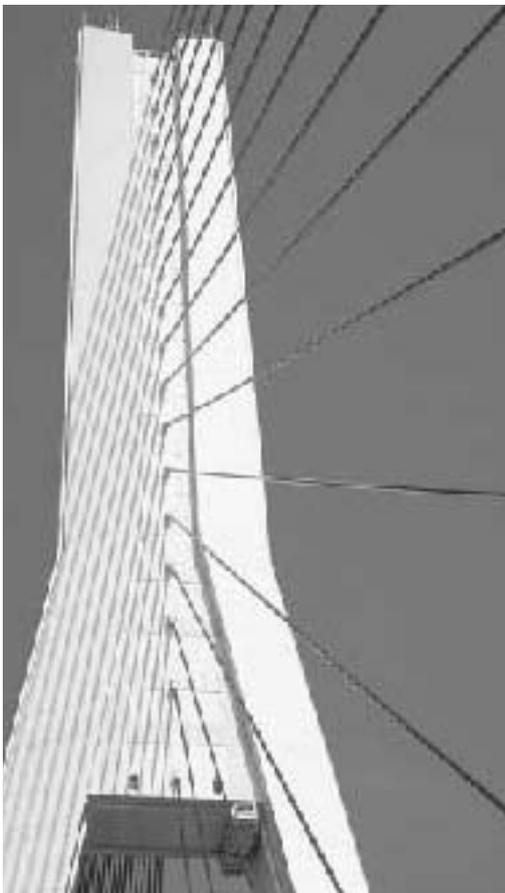
には電子データを入力し直さなければならぬが、オンライン化されたものは既に電子データとして送られてくるので、そのままコンピュータ処理することが可能である。処理プロセスの検討に当たって、このメリットを活かさない手はない。必要な内容や添付書類が整っているかをコンピュータに確認させることや、要件が明確になっているものについては、コンピュータに演算させることによつて審査させることも可能である。そのためには、コンピュータが認識できる形式でデータを作成させるような申請等項目づくりをしたり、定量的で計算可能な審査基準にしたり、定性的なものでもできる限り得点に変換できるような項目にしたりすればよいのである。従来文書に記載されていたことをそのまま電子データに転換するのではなく、コンピュータ処理を前提として、従来要求していなかったものも必要なデータは適合するデータ形式で要求することを考えるべきである。コンピュータやネットワーク、電子データなどの特性をよく知り、仕組みを作ることで、業務プロセスの効率化を図ることが、重要である。オンライン化を契機に、処理プロセスを見直すことが求められる所以である。

さらに、計算やデータ処理のほかデータ蓄積もコンピュータは得意である。電子データを活用してデータベースを構築すれば、検索や比較など大量のデータ処理が可能となる。こうしたデータ管理は、直接には手続の処理プロセスではないが、それを支援するものとして、公平公正な審査や合理的な意思形成に資することになるものである。であるから、オンライン化に伴う電子データ取得に際しては、処理プロセス以後のデータ管理・情報管理も視野に入れて設計することが望まれる。そうでなければ、オンライン化のメリットは、大幅に削がれてしまう。データベースを一度に構築しようとする、非常に骨が折れるものである。日常のルーティン業務を淡々とこなし

ているうちに逐次、データが蓄積されれば、いつの間にか有用なデータベースができて意思決定を支援する情報を形成することができ、業務の平準化も図られる。また、二度も三度も同じデータを入力することは、人が介入することによつてエラーを発生させる可能性高めるので、一度取得・入力したデータは、フル活用することが原則である。元データが一つであれば、データ更新する際に一つだけ修正すればよいし、一つのデータが何回も使われればもし間違いがあった場合でもそれを発見できる確率も高まるのである。

### (3) アウトプット

アウトプットについては、オンラインによる送達、電子データで



よいかという問題がある。これは、その手続に関する制度の趣旨や、それぞれのケースの利用目的等に依存する。オンライン上の手続に添付するものなら電子データでよいが、文書に添付するのであったら書類として渡さなければならぬだろう。あるいは、許可証のように不特定多数の人に公示することを目的とするものは、現物として交付する必要があると思われる。現物・電子データのいずれでもよいものとして選択が可能であるものと、原則として現物、電子データのいずれかでなければならぬもの、その中間としてある一定の要件、目的の下には現物あるいは電子データが不可避免的に選択されるものがあり、実際の業務プロセスを設計するに当たってはこのような場合分けを詳細に検討する必要があるであろう。

以上、一般的な手続についてインプット―処理プロセス・管理―アウトプットの各局面での、オンライン化に伴う留意点を述べてきた。しかし、実際は、その申請・届出等手続が必要となる個別の制度ごとに、個々に検討・改善していかねばならないものである。その制度の目的、目指すところをよく検討し踏まえた上で、実

際の業務にあたる部署、行政改革・業務改善担当部署、情報化担当部署が連携し、より効率的な行政を目指して改革に取り組んでいただきたいと思う。

さらに、政策形成、政策立案のツールとしてもオンライン、インターネットは有用である。法案等に対するパブリックコメントも国の省庁では実施されているし、合意形成手法としてのパブリックインボリューション等を可能とする基盤でもある。コンビニエンスストアに導入されているPOSシステムは、利用者のニーズや嗜好傾向をレジの売れ行き情報から直接把握して、運営・経営方針を合理化し、意思決定を支援、自動化している。行政ニーズを直接把握する手法は、POSシステムのようにはなかなかいかならないと思われる。しかし、インターネットは、従前のアンケート等よりは、簡易に効率的な調査を可能にする基盤となる。政策形成、政策立案にいかの有効活用していくことを考えてほしい。議員や陳情以外の住民との新たなチャネルを形成すること、これも行政の構造改革であろう。

## 4 今後のスケジュール

電子自治体化について、現在予定されているスケジュールは、図2のとおりである。

ざっと眺め渡してみても、市町村を含め平成十五年度を目標として全てが動いており、それまでには、越えなければならぬハードルがいくつも見つかるだろうと思う。

まず、電子自治体全体の土台となるものとして、庁内LAN・一人一台パソコンの整備や総合行政ネットワーク(LGWAN)との接続があるLGWANは、国の省庁ネットワーク(霞が関WAN)とも接続される地方自治体のネットワークである。基本的に閉域ネットワークでセキュリティが高く、組織認証基盤があるので、今後の国―自治体、自治体―自治体間の情報のやり取り(通知、照会、回答、報告等)や共有はLGWANを通じて行われることになる。自治体間の連携や共同業務処理などもLGWAN上で動く必要がある。

また、電子申請システムなど検討に時間や費用がかかるもので汎用的なものについては、複数の自治体共同で、または市長会、町村

会などの団体が中核となって開発を進めること、つまり自治体間の連携が重要になる。こうした共同開発・共同運営も視野に入れ、計画的かつ効率的な電子自治体化が図られることが必要である。その際、アプリケーション・サービス・プロバイダー(ASP)やデータセンターを共同運営したり、こうしたサービスを提供する企業や団体に委託したりするなど、自らの自治体内部に抱え込むのではなく、広い意味でアウトソーシングすることは有効な手段である。

電子自治体化は、各自治体で、自治体間の連携を含め、着実に一歩一歩進めていくことが望まれている。その中にあっても、業務プロセスの改革や政策立案・形成の合理化・高度化を頭の片隅に、常に改善・前進を心掛けていただきたい。

## 図2 電子自治体化のステップ

### (1) 地方公共団体の電子化ステップ

#### 第一ステップ

##### 国・地方を通じる基盤整備の推進

- ① 庁内LAN、一人一台パソコンの整備⇒速やかに整備
- ② 地方公共団体を結ぶネットワーク整備  
全都道府県、政令指定都市⇒H13.10から運用開始  
国のネットワークとの接続⇒H14早期  
全市町村 ⇒H15までに整備
- ③ 住民基本台帳ネットワークの整備  
ネットワーク稼働⇒H14.8から  
住民基本台帳カード交付⇒H15.8から

#### 第二ステップ

##### インターネット上での本人確認の仕組みづくり

- ① 行政機関側の認証(組織認証基盤)  
全都道府県、政令指定都市⇒H14.3から運用開始  
全市町村⇒H15までに整備
- ② 住民側の認証(公的個人認証サービス)  
都道府県・市町村⇒H15中に運用開始

#### 第三ステップ

##### 地方公共団体の電子窓口サービスの推進 (電子申請システムの整備)

- ① 先行団体(主に都道府県)⇒H13にモデル実験  
H14から運用開始  
全市町村⇒H15までに整備
- ② その他団体(主に市町村)⇒H15以降、順次

### (2) 人材育成の推進

地方公共団体における専門家の育成

事項	13年度	14年度	15年度	16年度
<b>〈第一ステップ〉</b>				
総合行政ネットワーク	全都道府県・政令市で運用開始(10月)	市町村で順次構築 →15年度内に全団体に運用開始 国のネットワークとの接続		
住民基本台帳ネットワーク	運用準備	ネットワークの稼働(8月)	住基カードの交付開始(8月)	
<b>〈第二ステップ〉</b>				
組織認証基盤	全都道府県・政令市で運用開始(3月)	市町村で順次構築 →15年度内に全団体に運用開始		
公的個人認証サービス	[モデル実験]	[全国的な実証実験]	構築 →運用開始	
<b>〈第三ステップ〉</b>				
電子申請システムの整備	【パイロット事業】			
	[モデル実験]	[認証基盤との接続実験]	[決済基盤との接続実験]	
	【先行団体(主に都道府県)】 モデル実験 システム構築、運用開始、対象手続拡大			
	【その他の団体(主に市町村)】 順次、システム構築、運用開始			
その他				
地方税の電子申告	地方税電子化推進協議会の検討 [モデル・システムの実証実験]	可能な団体から、順次システム構築、運用開始		
電子調達	モデル実験	順次、運用団体の増加		
地方選挙における電子投票	試行の準備 特例法整備	[試行実施]		

(注) [ ]内は、国の支援策(国費)である。



# (合併コーナー)

## 市町村合併をともに考える リレーシンポジウムの開催について

市町村課  
合併・広域行政推進担当

### 1 市町村合併地域別リレーシンポジウム

県では、市町村合併推進事業の一環として、主体的な市町村合併の推進について県民の皆様を理解を得るため、五つの地域振興局単位で、平成十三年十月と十一月に、「市町村合併地域別リレーシンポジウム」を開催しました。

また、各シンポジウムの総括として、十一月二十三日には、「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム二〇〇一 in 山梨」を開催しました。

いずれの会場も市町村の関係者や地域住民の皆さんで満席になり、市町村合併に対する関心の高さが伺えました。  
それぞれのシンポジウムの内容は次のとおりです。

地域	日時	場所	聴衆者数
峡中	11月1日(木)	県民文化ホール(小ホール)	550人
峡東	10月31日(水)午前	総合教育センター	350人
峡南	10月31日(水)午後	増穂町文化会館	480人
峡北	10月19日(金)	韮崎市文化ホール(小ホール)	320人
富士北麓・東部	10月22日(月)	都留市文化ホール(小ホール)	310人

パネリスト (敬称略、順不同)

#### 峡中地域

穂苅 裕久 (日本銀行甲府支店長)  
山本 栄彦 (甲府市長)  
加藤 晃夫 (竜王町合併検討懇話会会長)  
小林 寛樹 (峡西地域市制推進協議会会長)

#### 峡東地域

日高 昭夫 (山梨学院大学教授)  
三枝 剛 (塩山市長)  
萩原 幸男 (豊富村長)  
風間 雅子 (主婦 石和町在住)  
小串 成人 (山梨青年会議所会員)

#### 峡南地域

伊藤 洋 (山梨大学教授)  
石川 洋司 (鵜沢町長)  
小林 竹光 (上九一色村議会議長)  
長澤 利久 (山梨経済同友会代表幹事)

#### 峡北地域

江藤 俊昭 (山梨学院大学教授)  
大柴 邦昭 (明野村長)  
後藤 仁 (神奈川大学教授)  
藤森 儀文 (梨北農協代表理事専務)

#### 富士北麓・東部地域

長谷川 義和 (大月短期大学教授)  
西室 覚 (大月市長)  
大森 一男 (忍野村長)  
奥脇 芳弘 (富士五湖青年会議所理事長)

地域振興局長の開会挨拶の後、天野知事からのメッセージを映像で紹介しました。

イントロダクションでは、関西学院大学大学院の小西砂千夫教授から、「そこが知りたい市町村合併」と題して、「今なぜ市町村合併なのか」など、PC映像を使って分かりやすく解説して頂きました。

続いて、平成十三年七月に県民

五万人を対象に行った「住民アンケート調査」について、地域ごとの集計結果を報告しました。

パネルディスカッションでは、小西教授にコーディネーターをお願いし、パネリストは各地域の学識経験者、行政代表、住民代表の皆様にお願ひし、市町村合併に対する意見を頂戴しました。

貴重なご意見を多数頂戴し、心から感謝申し上げます。

## 2

# 市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム2001 in 山梨

「新しいまちづくりを目指して」と題し、平成十三年十一月二十三日、県立文学館講堂において、県民の皆様多数の参加を得て開催しました。

このシンポジウムは総務省の市町村合併推進事業の一環として、四十七都道府県で総務省、都道府県、地方新聞社等が主催して開催したところです。

主催者を代表して、山名総務大臣政務官、天野知事、野口山梨日日新聞社・山梨放送社長のあいさつが行われ、その後、「地域別リレーシンポジウム」のコーディネーターをお願いした小西教授が「地域別リレーシンポジウム」の総括として、各地域ごとの市町村合併の現況について報告しました。

次に、「中学生・高校生による市町村合併をテーマとした作文コンクール」の優秀者の表彰式を行い、中学校の部・高校の部それぞれ二名の表彰を行いました。

また、優秀者を代表して城南中学三年篠原光雄くんと、峡北高校二年小池由美さんが意見発表を行いました。自分たちのまちの将来を真剣に考えていこうという意見発表でした。



高校生によるディバートの様子

観客も多く、高校生による熱のこもった忌憚のない意見のぶつけ合いに、会場も大いに盛り上がりました。

総務省作成のビデオ上演の後、パネルディスカッションを行いました。コーディネーターは小西教授にお願ひし、三人のパネリストにご意見をお伺ひしました。

八田村の齋藤村長には、峡西地域の合併協議会について、住民発議からスタートした合併協議会のこれまでの具体的な取組や、協定項目の内容及び新市の将来像について具体的に説明して頂きました。

続いて、甲陵高校と駿台甲府高校の生徒による「市町村は合併を推進すべきである。是か非か。」を主題としたディバートを実施しました。両校四名の生徒の発表で、甲陵高校が合併反対派、駿台甲府高校が合併賛成派に分かれて行いました。初めてディバートを見た

山梨学院大学の江藤教授には、合併と地域住民の関わりについて、合併は市町村任せではない住民参加の自治を試行するためのよい機会であるとの提言を頂きました。

また、総務省の香山自治財政局



全てのシンポジウムにおいて協力して頂いた小西教授と司会の長田アウンサー

長からは、国の市町村合併推進策や平成十七年三月の合併特例法の期限の中で、まちづくりの将来ビジョンを描くことが重要との意見を頂きました。

## 苦言

NPO法人 えがお・つなげて  
代表理事 曾根原 久司

今、世の中は大変な不況になってきました。これは戦後初、未曾有の大不況でもあります。また、最近の動きを見ていると、今年あたりからさらに一層悪化する可能性も見えてきました。ちよつと悲惨な経済状況になるかもしれない、このままだと、日本は。

そんな影響をうけて、企業の倒産も、リストラで職を失った人もどんどん増えています。それによる自殺者も、個人破産件数も増えています。

なぜ、私はこの欄にこんなことを書くのでしょうか。その答えは、ずばり以下のような状況が、近い将来、行政という組織に働く人たちにもやってくるかもしれないと考えられるからです。

ごく最近まで日本のサラリーマン社会においても、終身雇用制は当たり前で、誰でも定年まで働いて、退職金をもらって、ゆつくり老後をなんてことを全く疑わず、それを信じて働いてきました。ほんとかく最近までです。ところがです。この何年かに、あつという間に、その終身雇用神話は簡単に崩れさり、企業はリストラによつ

て、人材を放出し続けています。その理由は簡単です。一言で言えば、社員に払えるお金がなくなつたからです。

今の制度ですと、行政職員においては、このあたりは保証されています。ただし、今の制度では、です。では、今の制度ははたして続けられるのでしょうか。その答えはといいますと、おそらくむずかしいと言わざるをえません。収入としての税金が減少しているからです。企業が大半赤字で、サラリーマンの失業率が高くなつて、消費が低迷すれば、当然、収入としての税金は減りますから。だからかわりに借金としての国債をこんなに発行してしまつたわけです。

その影響から、最近是小さい政府への移行とか、市町村合併とかが叫ばれるようになったわけです。これもいわば、行政の経費削減の一種ですね。

では、そんな事態に備えて行政の職員の方々が今のうちから行つておいたほうがよいと思われる3つのポイントをあげましょう。

ひとつめは、自分ほんとうに行政サービスとしての仕事を住民に対して効果的に行っているだろ

うか、ともう一度考えてみる事です。おそらくこれは、昨今の企業の場合と同様で、効果のないような仕事をしているひとから、こういった事態になると冷遇されるでしょうから。

ふたつめは、おそらく将来的には、今行っている行政サービスのかなり多くの部分は、最近全国的に活動が活発化してきているNPOと協働で事業を行っていくことが考えられますので、今のうちから、将来の事業パートナーであるNPOに対する情報を集めて、勉強しておくことも必要でしょう。

最後に三つめです。私は、バブル後半のころから金融機関の経営指導を行ってきましたが、金融機関のお客さまへの姿勢はもともと高飛車で、融資なんかは特に、貸してやっている、という姿勢でやってきました。その結果が今の状態です。私の経営コンサルタンの経験からすると、どうもこういう姿勢「やってやっている姿勢」で運営している組織や人は最終的にはいつかは淘汰される運命にあるようです。私自身への自戒も含めて、みなさんも気をつけましょう。

# 珍感 分間



外国人から見た山梨・日本

## 山梨での生活

竜王町国際交流協会 竜王町 小田切 ポンペット

### 言葉の壁

私は、タイの最北部で農業生産県であるチェンライから縁あり日本に来ました。そして、結婚しました。振り返り見ますと早いもので五年程立ちました。一口で五年と言うものの外国人である私にとっては日々驚きとまどいの日々でした。当初知っている日本語は、「こんにちは」と「ありがとうございます」だけ、ある時、間違えて場違いな時に「ありがとう」と言ってしまう叱られたり、笑われたりしました。時には、ボンボン言われた為に、何がなんだか解らなくなってしまう失礼と思いがちながらもその場を逃げてしまったこともありました。言葉の壁は夫との間でも同様でした。聞き違い、どう言っているのか解らず、つい面倒くさくなり変な返事をしてしまい口喧嘩となってしまう、とても辛かったです。言葉が理解できなくては互いの意志疎通が出来ません。夫の協力もあり、少しずつ日本語の勉強を始めました。最初は三才から四才用の言葉の絵本だったと思います。「あいうえお：かきくけこ」次は、「えーと」？私にとっては大変でした。

### 家族の絆

そんな生活の中、二年ほど経った時

の事です。私達家族にとつての大きな出来事がありました。それは父の死でした。山梨での生活も少しずつ慣れ初めて来た頃でした。父も夫も私の事が心配とのことでいろいろと気を使ってくれました。近所の人達も何かと声をかけてくれました。とまどいながらも楽しい日々が過ぎていきました。そんなある日、父の病気が悪化したのです。負けず嫌いな父はどことが痛いとかは、一切言いませんでした。私達に心配をかけたくなかったのでしょうか。私は心配になり、よく話しかけました。時折変なことを言ったのでしょいか叱られたこともありました。私なりに父の事が心配で一生懸命でした。病院に行く回数も増えていきました。その頃、夫との口論が増えました。

思い出してみますと、夫も私も父のことが心配でお互いに疲れていたのでしょう、その都度苦しみました。国に帰りたいと泣いた事、布団にもぐり一人泣いたことも何度かありました。その都度、自分自身を励ましました。父も夫も私も頑張りました。しかし、父は帰らざる人となりました。この時を経て私達は更に、絆が強くなった気がします。

### 私のふるさと

次は、私の両親を日本「山梨」に呼んだ事です。いろいろと計画を立てましたが、思うように案内できませんでした。私達の生活を見て安心し、とても喜んでくれました。短期間ではありましたが、日本での想い出を心に帰国の途につきました。今の私にとって、山梨は第二の故郷です。春夏秋冬、春はいろんな花が咲いて、秋の紅葉、とても綺麗、冬の雪が降るとき、とても素敵、私の国では雪は降りません。何処を見ても一面白々、初めて見たとき夢を見ているようでした。これからもたくさん想い出をこの地、山梨でつくっていききたいと思えます。多くの人達の力を借り言葉も理解出来るよう頑張っていきたいと思えます。今はボランティア協会国際交流協会・オアシスにおいて日本語を勉強しています。少しずつですが、前進しているような気がします。夫に言われました、「苦しみが大いほほど楽しみがより良いものとなる。」と、苦しみや悲しみ、楽しいこともいろいろあります。私は、山梨での生活をより良いものとする為、周りの人たちの親切にも甘えることなくしっかりと山梨の地に根を張って頑張っていきたいと思えます。

# Fight

## がんばっていま~す!!

市町村からこんにちわ!

県と市町村また、市町村間において職員交流が、盛んに行われています。今回は、町村間においてそれぞれ派遣され活躍している職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。

甲西町→若草町 若草町立保育園 深澤 環

内示を受けてから今日までの1年間は瞬く間の出来事でした。

内示を受けたときは、他町村での勤務に対して、これまでの二十数年間、自身が成して来た保育が通用するのだろうか、との不安は拭えませんでした。『異動先の園で自身の経験を活かすこと』、『新たな経験によって自己研鑽を図ること』この2つを目標に取り組んでいこうと心に誓いました。

新たな環境での勤務は行事の持ち方、勤務体制、1日の流れ、地域性など今までとは微妙に違いがあり、新人になったような感じでゼロからの出発のようでした。

保育は職員同士の連携はもちろんですが、園児及び、その家族全てとの連携が必要なのです。信頼を積み重ねた上に、より良い保育が成り立っていきます。1年間という期限を限定しての保育者を受け入れてくださった保護者の方々にも不安は大きかったに違いありません。しかし、保護者の皆様には、暖かい心で接していただき、信頼感の構築が多少なりともできたことは大きな喜びとなっています。

そして、今回の職員交流は、いくつもの価値あるものを私に与えてくれました。パソコン初心者の私が、事務処理を始めとしてパソコン活用に取り組めたこと。新しい環境の中で新しい仲間に出会い、新たな保育への取り組みに触れたこと。独り善がりになりがちな私自身の保育を新鮮な目で見つめ直す事ができたこと。これらの価値ある経験をもとに公立保育園の成すべき役割を自分なりに再確認することができました。

しかし、私の課題は、これからこの1年間の経験をどのように生かしていくかなのだと思います。

1年間、不慣れな私を暖かく迎え、ご指導くださった若草保育園の園長先生を始め、先生方に心から感謝を致します。



長坂町→大泉村 企画観光課 田中 貞行



平成13年3月。出張に出かけようと町長室の前を通った時、町長に呼び止められ、「4月から大泉村へ出向になるから頑張ってくれ」と言われ、出張で会議に出ている何も頭に入りませんでした。

大泉村に行っても、福祉関係の職員交流だと言われていたので、仕事のことはそれほど苦にしていなかったのですが、いざ辞令交付を受けてみると福祉関係ではなく、企画観光課への異動でありました。

着任した4月は「ふるさと祭り」、7月には「ふるさと夏祭り」、「大泉コンサートイン甲府」、10月には「サラダ王国祭り」、「ポール・ラッシュ祭」、「ロードレース」、「県民の日」と、すべて担当ということで、あっという間に現在に至りました。

出向になって、村民の皆さんの顔を覚えたり仕事を覚えたりと一からの出発となり、新人のつもりで頑張ろうとしましたが、新人のころのように人の顔は覚えられずに苦戦しています。しかし、職員の皆さんに声を掛けていただいたり職員との暖かさに触れ、徐々に大泉村にも慣れ、仕事も少しずつではありますが、身につきはじめていたと思うもう1月になっていました。

あと1年という限られた交流期間ではありますが、大泉村のために少しでも役立つよう精一杯努力していきたいと思っています。

若草町→甲西町 甲西町立大井保育園 古屋 二美



職員交流で若草保育園から甲西町の大井保育園に派遣される前夜、私は39度6分の高熱の為、点滴と座薬で熱を下げ、翌日辞令を受けました。しかし、その後数日は体調が悪い上、未熟な私を大井保育園の園長先生をはじめ、全職員の方々は暖かく受け入れてくれ、仕事面でも何かとフォローして下さり感謝の気持ちで一杯になりました。

大井保育園は園児数76名の小規模な園で、とても家庭的な雰囲気があり職員間のチームワークがとれている印象を受けました。周囲は農村地帯で自然環境にも恵まれていて、よく縦割チームで散歩に行きました。まず子供達の事を主体に考え、行事に追われるのではなく、伸び伸びとした保育を職員間で連携を取りながら積極的に進めている現場はとても参考になりました。

保育以外には、ラージボール愛好会の一員として月2回の練習に参加させて頂きました。スポーツを通して甲西町の他の園の職員とも交流ができ、心も体もリフレッシュできるひと時が持てた事は貴重な体験でした。

若草町には町立の保育園は一園しかなく、一度も異動経験のない私にとって今回交流の機会を与えて頂いたおかげで、たくさんの事を学び、楽しく充実した日々を送れましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

若草町→櫛形町 税務課 小林 正明

はじめまして、頑張っています。私は平成13年4月から櫛形町の税務課にお世話になり職員交流を体験させて頂いております若草町税務課の小林です。

職員交流で櫛形町税務課に一年間行ってこいと言われ渡されましたが、しかしなぜ私が税務課？と、経験の無いところ？と不安に思いました。でも、税務課も一度は行ってみたいところだったので嬉しくもなり「良い機会を与えていただいたので一年間頑張ってみよう」と思いました。



新しい職場・仕事・町民等いろいろな事が不安や緊張で、新人の頃を思い出しながら毎日の出来事がとても新鮮に感じました。櫛形町の職場の人たちの雰囲気も暖かく、みんなで助け合いながら仕事をしている印象を受け、だんだん不安や緊張もなくなり、やる気が変わっていきました。

私は櫛形町に来てから、『アヤメ祭り』・『ちょうちん祭り』等いろいろなイベントに参加させて頂き、今まで経験できないことを体験させてもらい、私の大切な財産になりました。

櫛形町での仕事も残り少なくなりましたが、町長さんをはじめ職員の皆様、お世話になった方々に感謝したいと思います。

また、これから峡西市（仮名）への合併に向け、大勢の皆さんにも他町村との人事交流をとoshi、いろいろな情報を交換し、仕事に役立てて行って欲しいと思います。本当に貴重な体験をありがとうございました。

櫛形町→若草町 税務課 小林 弘典



平成13年4月より若草町税務課にお世話になり、はや10カ月が過ぎました。「あっ」という間の10カ月ではありましたが、人事交流ということで派遣が決まったときの「不安」な気持ちがなつかしくさえ思えます。と同時に職場の環境が変わったということで、新任職員に戻ったような10カ月でもありました。

仕事の面に関して言えば、税務課の皆さんにいろいろ配慮していただいたのは言うまでもありませんが、櫛形町でも税務課に所属していましたので、システムの違いや、仕事の進め方の違いはあれ、スムーズに仕事に入って行けたのは幸いでした。

また、夏祭りや選挙事務等の事業にも参加させて頂きました。恐らく、こういう機会でもない限り、他町村の事業に携わることはないと思いますし、事業に参加することで税務課以外の職員の方々とも交流することができ、貴重な経験をさせて頂きました。

最後に、この人事交流の1年間は、経験と人間関係をとoshie、私を一回り大きくしてくれた1年間であり、また、一生忘れることのできない時間になると思います。

## お答えします

## 自治

## Q &amp; A

「いわゆる電子投票法とはどのようなものですか。」

## A Q

「地方公共団体の議会  
の議員及び長の選挙に  
係る電磁的記録式投票  
機を用いて行う投票方法等の特例  
に関する法律（以下「特例法」と  
言います）」として平成十三年十  
二月七日に公布され、平成十四年  
二月一日に施行されております。  
この法律は、情報化社会の進展に  
かんがみ、選挙の公正かつ適正な  
執行を確保しつつ開票事務等の効  
率化及び迅速化を図るため、当分  
の間の措置として、地方公共団体  
の議会の議員及び長の選挙に限り、  
電磁的記録式投票機（以下「電子  
投票機」と言います）を用いて行  
う投票方法等について、公職選挙

法の特例を定めるものとされてい  
ます。  
公職選挙法では投票について、  
選挙の当日、投票所において交付  
された投票用紙に、公職の候補者  
一人の氏名を自書し、これを投票  
箱に投函することを原則としてい  
ます。今回の特例法ではこれらの  
原則に関わらず市町村が条例で定  
めるところにより、電子投票機を  
選挙人が操作し、当該投票機に記  
録されている公職の候補者の中か  
ら投票しようとするもの一人を選  
択し、かつ、その選択が電磁的記  
録媒体に記録する方法によること  
ができるとするものです。市町村  
が定める条例とは、公職選挙法第

四十六条の二（記号式投票）に見  
るように当該投票方法を採用しよ  
うとする市町村が市町村議会議員  
又は長の選挙の投票について今回  
の特例法によることを定めるもの  
です。なお、一部の投票区を除い  
て導入することができるのは、い  
わゆる指定都市に限られておりま  
すので、導入する場合は市町村内  
全ての投票区で導入しなければな  
りません。  
（対象となる選挙）  
対象となる選挙は、市町村議会  
の議員又は長の選挙とされていま  
す。従いまして、国政選挙、最高  
裁判所裁判官国民審査等について  
は対象とされておりません。また、  
県議会議員又は知事の選挙におい  
ては、条例で自らの選挙について  
当該電子投票を採用するとしてい  
る市町村の投票区に係る投票に限  
り当該投票の特例が適用されるこ

ととなります。  
（対象となる投票）  
対象となる投票は、投票当日の  
投票所における通常の投票に限り  
ます。従いまして、不在者投票、  
点字投票、郵便投票、仮投票は対  
象とならず、公職選挙法の規定に  
より行われます。なお、身体等の  
故障により自ら電子投票機を用い  
た投票を行うことができない選挙  
人に対して、電子投票機を用いた  
代理投票制度や、電子投票機の操  
作についての補助の制度（特例法  
第七条）が設けられております。  
（電磁的記録式投票機）  
電磁的記録式投票機（電子投票  
機）とは、選挙人が操作すること  
により公職の候補者のいずれかを  
選択したかを電磁的記録として電  
磁的記録媒体に記録することがで  
きる機械とされ、二重投票の防止、  
投票の秘密の保持等具備すべき条



件が今回の特例法で定められております（特例法第四条）。各市町村では、この条件を満たした電子投票機の中から採用機種を指定し、必要事項を告示しなければなりません。（なお、当該機を県議会議員又は知事の選挙において使用するためには、あらかじめ県選管と協議のうえ、同意を得る必要があります。）機種指定にあたっては、

市町村の選定基準の参考となるべく総務省が「電子投票システムに関する技術的条件及び解説」を定めております。また、当該機の使用に要する費用は、当該地方公共団体の負担とされており、（特例法第十八条）平成十四年度に本特例法によるシステムを導入する市町村に対しては国庫補助が予定されております。

（参考）投票及び開票の手順

選挙人は現行制度と同様に指定された投票所で投票を行う。

選挙人名簿との対照の結果、投票カードを選挙人に交付する。選挙人は交付された投票カードにより電子投票機を操作する。（二重投票の防止）

電子投票機には「公職の候補者の氏名及び党派別」が表示されている。

選挙人はタッチパネル方式等で候補者を選択する。

選択した候補者を記録媒体に記録する前に選挙人は再度、自己の選択した候補者を確認する。選挙人の確認後に記録媒体に投票結果が記録される。

投票カードは投票終了後、回収される。

投票終了後、投票所毎にデータを記録媒体に格納し、開票所へ送致。

開票所にて得票数を集計する。

不在者投票等の投票用紙による投票結果と合わせて選挙結果を選挙長に報告する。



## Q

「地域総合整備事業債」は平成十三年で廃止されると聞いている。既に計画している事業の執行に影響があると思われるので、具体的な内容を教えて欲しい。

## A

広域まちづくり事業計画等に基づいて計画的に行われる公共施設の整備を対象としていた「地域総合整備事業債」については、平成十三年度をもって廃止することとされました。

ただし、既に手がけている事業については、経過措置として平成十四年度以降についても、従来の「地域総合整備事業債」と同じ財政措置（充当率七五〇％、元利償還金の交付税算入率三〇％）が行われる「旧地域総合整備事業債」の対象とすることとされました。

このため、例えば、既に平成十三年度までに地域総合整備事業債を充当している事業、未だ地域総合整備事業債を充当はしていない

がその事業の基本設計に着手している事業、また、その事業のために用地取得の全部又は一部を終えている事業などの事業については、既に手がけている事業として経過措置の対象となることとなります。

なお、「地域総合整備事業債」

の廃止に伴い、従前対象としていた事業の一部（中心市街地活性化特別対策事業、商店街等振興整備特別事業など）については「一般事業債」の対象に振り替えるなどの見直しが行われています。

また、地域の活性化に向けて、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に示されたいわゆる重点七分野について、循環型社会形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、情報通信基盤整備などの地域の基盤整備事業を対象とする「地域活性化事業債」が新たに創設され、財政措置（充当率七五〇％、元利償還金の交付税算入率三〇％）（特に推進するものは、さらに財源対策債を充当）が講じられることとなりました。

ただし、「地域活性化事業債」においては、いわゆる箱物の整備については原則として対象としないこととされています。

# 市町村イベントごよみ



## APRIL

### 八代町 若彦路の里花まつり

● 4月7日(日)

町の一大イベントとして第9回を迎えるこの祭りは、ふるさと公園のイベント・コンサートをメインに、4月の花まつり期間中地域や神社仏閣で祭典が行われます。メインイベントでは、子供向けのショーやゲーム大会、舞踊の披露、歌謡ショーなどが

行われるほか、野だて、特産ワインの試飲、屋台コーナーなど盛りだくさんです。ふるさと公園は、桜の名所として有名で300本余りの桜が咲き、中でも古墳広場に2本並んでそびえる「甲州蚕影桜」は見事です。さらにその周囲には

桃やスモモの花が一面に咲き誇り、美しい景観を現します。また、会場からの見晴らしは抜群で、甲府盆地や南アルプス、八ヶ岳、大菩薩峠などの遙かな眺めが広がります。(会場：八代町ふるさと公園)



### 大月市 岩殿山さくら祭り

● 4月上旬

大月市のさくらの名所としてこれまでも幅広く市民の間で親しまれてきた岩殿山を、さくらの名所として市内外に広く紹介し、観光の活性化を図るため平成2年から開催されています。会場は、岩殿山中腹の丸山公園内にある「ふれあいの館」周

辺において行われ、地元団体による太鼓披露や市民合唱団による歌の他、カラオケ大会、模擬店、豪華賞品が当たる大ビンゴ大会等が開催されます。(会場：岩殿山丸山公園内ふれあいの館周辺)



### 鵜沢町 大法師さくらまつり ● 3月31日(日)〜4月9日(火)

町の中心部にある大法師山は、2000本の桜からなる名所で、平成2年に日本さくらの名所100選に選定されました。毎年4月上旬になると、山全体がピンク色に染まります。この桜が咲き誇る時期に、約10日間に渡って「大法師さくらまつり」が

開催されます。満開の桜の下は、県内外からの花見客で賑わい、祭り期間中は様々な催しが繰り広げられます。この祭りのメインは、なんといっても夜桜をバックに打ち上げられる花火大会で、約300発が春の夜空に大輪を咲かせま

す。このほか、江戸時代から伝わる「鵜沢ばやし」の演奏は、笛、太鼓の音色が公園全体に響き渡り、祭りに華を添えます。また、商工会を中心とした町内有志による露店が軒を並べ、鵜沢ならではの特産品、郷土料理を味わえます。(会場：大法師公園ほ



# 桜・桃のお祭り



## 富士吉田市

### ふじざくら祭り

● 4月29日(祝)

フジザクラは、木も花も小ぶりなためマメザクラの名や、花が下向きにうつむきかげんに咲くのでオトメザクラの別名もあります。4月下旬から5月初旬にかけて、富士山麓一帯にはフジザクラの花が春がすみのように咲いています。吉田口登山道、中の茶屋周辺のフジザクラ群落(約2万本)は、県

下最大の群生地。国の天然記念物にも指定され、富士山を背景に可憐に咲き誇ります。フジザクラが満開になる4月下旬に、このフジザクラを多くの皆さんに観賞してもらおうと、諏訪の森自然公園(富士ハインスパーク)で「ふじざくら祭り」が開催されます。フジザクラの苗木や、ふじ

ざくら団子のプレゼント、太鼓演奏、ウォークラリーなどの体験コーナー、ゲームコーナー、青空販売やフリーマーケット、抽選会が行われるなど楽しいイベントが盛りだくさんです。家族そろって楽しめる春のお祭りです。  
(会場：諏訪の森自然公園)



## 一宮町

### いちのみや桃の里花まつり

● 4月5日(金)～16日(火)

日本一桃の里いちのみやの春は、一面ピンク色に染まる桃の花の開花とともに訪れます。この時期には、毎年多くの観光客が訪れ、その美しい風景を満喫しています。この季節に開催する桃の里花まつりは、春の風物詩として、古代ロマンの里いち

のみやの人々の人情を織りまぜ、町をあげての様々なイベントによつて、賑わいを見せます。桃の花が一面に咲く4月中旬には「桃の里マラソン大会」が開催され、全国各地より迎えた市民ランナーが、桃の花に彩られた町内のコースを走り、山梨

の歴史文化公園「桃の里いちのみや」の春を堪能することでしょう。当日はお祭り広場で、地酒ワインの試飲コーナーをはじめ多くの屋台が出るなど、多彩な催しを繰り広げて、春の一大イベントを盛り上げます。  
(会場：国分寺周辺ほか)



## 御坂町

### みさか桃の花まつり

● 4月13日(土)・14日(日)

春のみさかは一面が桃の花でピンク色に染まり、小高い場所から見たその景色は、まさにピンクのじゅうたんを敷きつめたようです。毎年4月の第二土曜・日曜日に行われる桃の花まつりには、県内外から多数のお客様をお迎えしています。

会場では、特産品の当たる抽選会をはじめ、町内団体による土産品などの販売のほか、写真コンテストや写生大会などのイベントが行われます。また、会場周辺には散策コースが設けられ、残雪の南アルプスをバックに、鮮やかなピンク色の桃の花

に包まれたみさかの春に触れることができます。  
(会場：花鳥の里スポーツ広場)

# 市町村振興協会たより

## ( 国際文化アカデミーについて )

### はじめに

“国際文化アカデミー”（全国市町村国際文化研修所）は、近年の国際化の波に適切に対応する市町村職員の能力育成を行うことを目的として平成5年4月に滋賀県大津市に開講しました。本年度で開講10年目を迎え、研修終了者数も平成12年度末で開講以来11,000名余を数え、本県でも13年度末までの修了者数は166名になります。

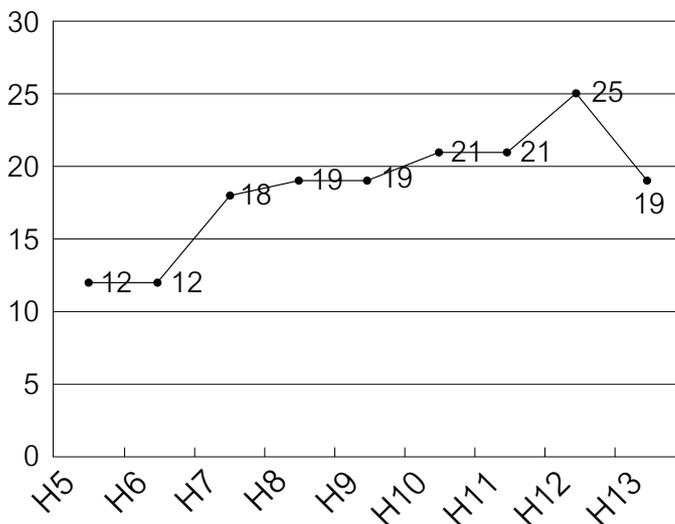
(表1)

近年の国際化の波は、金融、経済、産業、環境、情報、国際協力等、あらゆる面で全国津々浦々に押し寄せており、好むと好まざるとにかかわらず、市町村は、これら地域における国際化の進展に対応した行政運営を余儀なくされている状況から、この全国の市町村が共同で利用できる専門的かつ実務的な研修機関である“国際文化アカデミー”が多くの市町村で活用されています。

### 全国市町村国際文化研修所

【表1】

● 全国市町村国際文化研修所



### 研修の基本方針

- (1)市町村職員等の国際化対応能力を向上させるため、総合的研修を実施。
- (2)グローバルな観点から地方自治をとらえ、地方行政実務の質的向上を図るため、必要な知識を提供する実務セミナーを実施。
- (3)コミュニケーション能力の育成に加えて、職務に役立つ語学能力の取得を目指し語学研修を実施。

### 14年度研修計画の主な変更点

「地方公共団体にとっての国際化対応」を軸に、時代の要請、地方公共団体の要請に敏感であるような絶えざる研修内容の充実努めている国際文化アカデミーの平成14年度研修の主な変更点は、次のとおりです。（詳細は、平成13年12月3日付で、各市町村に送付されている「平成14年度募集要綱」を参照）

- (1)本科コースの研修科目等の一部変更。
- (2)本科Aコース、本科Cコースの海外派遣研修を、アメリカ合衆国からニュージーランドに変更。
- (3)本科Bコースの開催回数を3回から2回に変更。
- (4)国際化対応コースを、地域における在住外国人との共生に向けた政策課題に重点をおいたプログラムとし、開催回数を2回から3回にするとともに、第17期については、一部を実務セミナー「NPOと地方公共団体」と共同受講する特別カリキュラムで実施。
- (5)実務セミナーに新たなテーマを加え、年間7回実施。

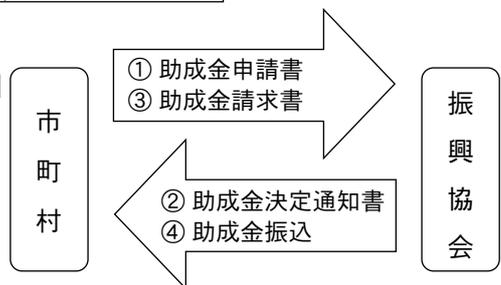
### 助成金制度

国際文化アカデミーの研修受講経費については、本会において研修経費1/2の助成措置を講じており（本科Aコース、本科Cコース及び特別セミナーについては表2の額）、助成方法は、表3の手順です。

研修コース	助成金
本科A	300,000円
本科B	50,000円
特別セミナー	10,000円

【表2】

【表3】



### 終わりに

語学の訓練を始めとして、地域の国際化に適切に対応する職員の能力育成を個々の市町村で単独に行うことは決して容易なことではありません。是非ご活用ください。

全国市町村国際文化研修所(通称：国際文化アカデミー)



## はつらつ!! 市町村職員



ひらが ひでかず  
平賀 英和さん（葦崎市）

私は、平成13年4月に葦崎市役所に採用されました。現在、市民生活課環境室で地域の環境についての仕事をしています。主に狂犬病担当で住民の要望があれば檻などを設置しています。

趣味は、音楽鑑賞や映画鑑賞で休日は映画館などによく行きます。また、体を動かすことも好きなので職場のバドミントン部にも所属しております。

はじめのころは毎日が緊張の連続でしたが、最近では職場にも慣れ仕事の内容も分かってきました。また、職場の先輩方もやさしく分かり易く仕事を教えてくれるので、私としてはありがたく思っています。しかし、先輩方のやさしさに甘えることなく毎日が勉強のつもりで一生涯懸命仕事をしております。

今後は、住民の方々がより住みやすい環境をつくっていききたいと思います。



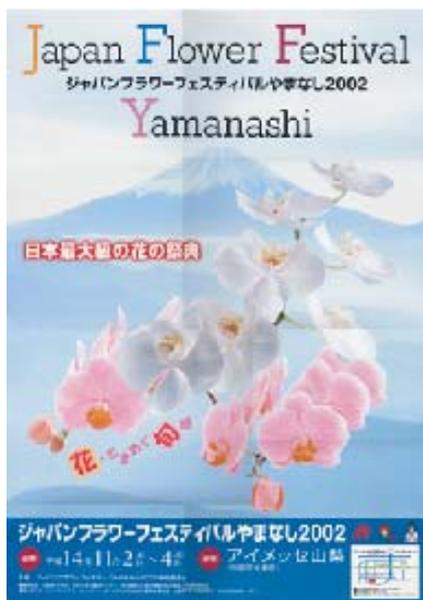
## A F T E R N O T E S

### 編集後記

市町村合併への動きがあわただしくなっている。2月25日には、南部町・富沢町の法定協がスタートし、この4月には、竜王町・敷島町・双葉町の法定協も動き出す。また、県内各地で任意協や研究会が活発に開催され、来年度は、その正念場となる。これからの時代は、市町村が自ら考え、実行し、その責任を持たなければならない。そのためには、やはり十分に考え、実行していける行政体制を整える必要がある。一人の職員が、幾つもの分野の業務を兼務しながら十分な地域経営を行える時代ではもはやない。

# 【山梨自治の風】

平成14年3月発行第9号 発行/(財)山梨県市町村振興協会 〒400-8587 甲府市蓬沢1丁目15-35 TEL.055-237-3153 yamanashi@ympa.or.jp  
編集/山梨県総務部市町村課 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 TEL.055-237-1111 shichosen@pref.yamanashi.jp



## ジャパンフラワーフェスティバル やまなし2002

日本最大級の花の祭典が「花・ときめく旬感」をテーマに11月2日から4日の3日間、甲府市のアイメッセ山梨で開催されます。全国各地の花の展示のほか、花に関する各種教室の開催、県内市町村の特産品の販売などを行います。

多くの皆様のご来場をお待ちしています。

お問い合わせ ジャパンフラワーフェスティバルやまなし2002

実行委員会

県庁花き農産課 ☎055-223-1611